

令和元年度

(平成30年度事業対象)

忠岡町教育委員会

点検・評価報告書

令和元年8月

忠岡町教育委員会

はじめに

忠岡町では、まちづくりの総合的な指針として、まちの将来像を「みんなでつくろう夢・希望・感動あふれるまち」と定めた、第5次総合計画を平成23年3月策定し、将来像の実現に向け取り組みを進めています。

教育委員会におきましても、総合計画を着実かつ戦略的に進めていくにあたり、忠岡町教育大綱を策定し、『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向けて、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成と、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に向けた、各種施策・事業の推進に取り組んでいるところです。

この点検・評価の報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条により、教育委員会が、平成30年度「忠岡町教育基本方針」に基づき実施した各々の施策について点検及び評価を行い、併せて教育に関し学識経験を有する者の意見を付して取りまとめたものです。

併せて、今回の報告書を公表することにより、住民への説明責任を果たすとともに、点検・評価の結果を受け、必要に応じ事務事業の見直しに反映するなど、効果的な教育行政の推進に資するものです。

今後とも点検評価の結果を事業改善に役立てながら、よりよい教育の実現を目指してまいりたいと考えますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和元年8月

忠岡町教育委員会

目 次

I	点検評価	
1.	点検・評価の目的	・・・ 1
2.	点検・評価の方法	・・・ 1
3.	外部評価委員（学識経験者）の知見活用	・・・ 1
II	忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政	
1.	教育行政	・・・ 2
2.	教育財政	・・・ 10
III	忠岡町教育大綱	・・・ 11
IV	忠岡町教育基本方針（平成30年度学校園における指導の指針）	・・・ 12
V	点検評価	
1.	平成30年度事務事業評価シートについて	
	事務事業評価シート一覧表	・・・ 25
	平成30年度事務事業評価シート様式記入要領	・・・ 27
	平成30年度事務事業評価シート	
	生きる力を培う学校教育の推進	
1	幼児教育の充実	・・・ 28
2	「確かな学力」を培う義務教育の推進	・・・ 31
3	「豊かな人間性」を培う義務教育の推進	・・・ 35
4	健やかな心と体づくりの推進	・・・ 38
5	特別支援教育の推進	・・・ 41
6	学校教育環境の充実	・・・ 43
7	家庭や地域の教育力の活用	・・・ 45
	子どもや若者の健全育成の推進	
8	子どもや若者の総合的な育成支援施策の推進	・・・ 47
9	健全育成活動の促進	・・・ 49
10	自主的活動への支援	・・・ 51
	生涯学習の推進	
11	生涯学習推進体制の整備	・・・ 53
12	生涯学習によるまちづくりの推進	・・・ 55
13	生涯学習機会・場の充実	・・・ 57
	生涯スポーツの推進	
14	生涯スポーツの振興	・・・ 59
15	生涯スポーツ施設の充実	・・・ 61
	地域文化の継承	
16	文化・芸術活動の充実	・・・ 63
17	地域の歴史・文化の活用と継承	・・・ 65

II 忠岡町教育委員会の教育行政・教育財政

1. 教育行政

(1) 教育委員会

教育の中立と教育行政の安定性を確保し、教育・文化の振興を図るため、忠岡町の教育に関する業務は、町長から独立した行政委員会である教育委員会が担っています。

忠岡町教育委員会は、教育長と4人の委員で構成されています。教育長は教育行政に関する識見を有する者のうちから、委員は教育学術及び文化に関する識見を有する者のうちから、それぞれ議会の同意を得て町長が任命します。任期は教育長が3年間、委員が4年間です。

(2) 教育委員

平成30年度

氏名	職名	最初の就任年月日	任期満了日	備考
富本 正昭	教育長	平成27年 4月1日	令和3年 3月31日	
中村 吉治	委員	平成21年 7月 1日	令和元年 9月30日	職務代理:平成28年11月28日～
安明 明子	委員	平成22年10月 1日	令和4年 9月30日	
井手 和代	委員	平成23年10月 1日	令和元年 9月30日	
新田 哲也	委員	平成29年 1月 1日	令和2年12月31日	

(3) 教育委員会議

教育委員会議は毎月開催しています。平成30年度は定例会議を12回、議案46件、報告37件を審議承認しています。各会議の議決案件等は次のとおりです。

4月定例会議 平成30年4月25日

議案 忠岡町立忠岡中学校生徒指導主事等の任命について

平成30年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命等について

忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会委員の任命等について

忠岡町子ども読書活動推進計画策定委員会への諮問について

忠岡町スポーツセンターの臨時休館について

忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について

報告 行事等報告について

町立各学校園保育所行事について

忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について

忠岡町立学校教職員の異動について

平成30年度忠岡町一般会計予算（教育関係）について

忠岡中学校卒業生（第70期：平成30年3月卒業）進路状況について

忠岡町教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

5月定例会議 平成30年5月29日

- 議案 忠岡町スポーツ推進委員の委嘱について
忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
行事等報告について
町立各学校園保育所行事について
平成30年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の任命について
平成30年度忠岡町立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問について

6月定例会議 平成30年6月29日

- 報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について
平成30年第2回忠岡町議会定例会提出議案について
案件1 繰越明許費繰越計算書の報告について
案件2 請負契約締結について
案件3 忠岡町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
案件4 忠岡町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
案件5 忠岡町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正について
案件6 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第1号)議案 忠岡町教育委員会後援名義使用申請について

7月定例会議 平成30年7月25日

- 議案 平成31年度使用中学校教科用図書(特別の教科 道徳)の採択について
平成31年度使用小学校教科用図書の採択について
平成31年度使用中学校教科用図書の採択について
忠岡町教育委員会事務の管理及び執行の状況に関する点検及び評価のための教育委員会評価委員の委嘱について
忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について
平成30年第2回忠岡町議会臨時会提出議案について
案件 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第3号)について

8月定例会議 平成30年8月24日

- 議案 平成30年度全国学力・学習状況調査の結果公表について
忠岡町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正について
忠岡町スポーツセンターの指定管理候補者の選定について
忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について

9月定例会議 平成30年9月25日

- 議案 忠岡町教育委員会点検・評価報告書について
忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
- 報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について
平成30年第3回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項 について
案件1 請負契約締結について
案件2 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第4号）について
案件3 平成29年度忠岡町一般会計歳入歳出決算認定（教育関係）について

10月定例会議 平成30年10月26日

- 議案 忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
- 報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について
忠岡町教育委員会事務局所属職員の異動について
平成30年度一般会計補正予算の専決処分（教育関係）について

11月定例会議 平成30年11月28日

- 議案 平成31年度忠岡町立小・中学校教職員人事基本方針について
児童・生徒の健全育成に関する学校・警察相互連絡制度の協定書の締結について
忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
- 報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について

12月定例会議 平成30年12月25日

- 議案 忠岡町スポーツセンター指定管理業務基本事業計画書等について
平成31年忠岡町教育委員及び教育委員会関係諸行事について
平成31年度全国学力・学習状況調査への参加について
忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について
- 報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について
平成30年第4回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について
案件1 公の施設の指定管理者の指定について
案件2 平成30年度忠岡町一般会計補正予算（第6号）について

1月定例会議 平成31年1月22日

- 議案 教育長の臨時代理事項について
「忠岡町いじめ防止基本方針」の策定について
- 報告 行事等報告について
町立各学校園保育所行事について

2月定例会議 平成31年2月22日

- 議案 平成31年度中学生チャレンジテストへの参加について
平成31年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について

案件1 専決処分の承認を求めることについて

(平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第7号))

案件2 忠岡町立幼稚園条例及び忠岡町保育所設置条例の一部改正について

案件3 忠岡町子ども・子育て会議条例の一部改正について

案件4 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第8号)について

忠岡町いじめ問題対策連絡協議会設置要綱の制定について

忠岡町スポーツセンター事業計画書について

忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について

報告 行事等報告について

町立各学校園保育所行事について

平成30年度町立各学校園保育所の卒業式について

平成31年度市町村教育委員会に対する指導・助言事項について

3月定例会議 平成31年3月29日

議案 平成31年度忠岡町教育基本方針について

忠岡町立学校に係る部活動の在り方に関する方針の策定について

忠岡町教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正について

忠岡町教育委員会公印規則の一部改正について

忠岡町立幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正について

忠岡町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例施行規則の一部改正について

第1次忠岡町子ども読書活動推進計画の策定について

忠岡町教育委員会後援名義の使用申請について

報告 行事等報告について

町立各学校園保育所行事について

平成31年度町立各学校園保育所の入学式について

平成31年第1回忠岡町議会定例会議案教育委員会関係事項について

案件 平成30年度忠岡町一般会計補正予算(第10号)について

(4) 総合教育会議

平成30年度総合教育会議 平成31年2月22日

内容 町立学校における働き方改革への取り組みについて

(仮称) 東忠岡地区認定こども園整備基本計画(案)について

(5) 教育委員の活動状況

・研修会等

①大阪府町村教育委員会連絡協議会定期総会・研修会

日 時 平成30年5月30日(水)午後2時～午後4時

場 所 ホテルアウイーナ大阪

内 容 定期総会

「新学習指導要領における『主体的・対話的で深い学び』の実現
について」

大阪府教育庁 市町村教育室 小中学校課

主席指導主事 宇野木 邦治 氏

出席委員 教育長、委員 2名

②大阪府町村教育委員会連絡協議会夏季研修会

日 時 平成 30 年 8 月 20 日 (月) 午後 2 時～午後 4 時半

場 所 島本町ふれあいセンター、島本町歴史文化資料館

内 容 「子どもの読書活動推進における図書館の役割
～読むことと学ぶことを支える～」

京都ノートルダム女子大学 教授 岩崎 れい 氏

出席委員 教育長職務代理者、委員 3名

③大阪府市町村教育委員研修会

日 時 平成 30 年 10 月 29 日 (月) 午後 2 時～午後 4 時

場 所 ホテルアウイーナ大阪

内 容 プログラミング教育の実践と推進を進めるうえで
ー今、現場でできることー

大阪教育大学 情報処理センター 講師 尾崎 拓郎 氏

出席委員 教育長、教育長職務代理者、委員 1名

④市町村教育委員研究協議会

日 時 平成 30 年 11 月 21 日 (水) 午後 1 時～午後 5 時

場 所 大阪市中心公会堂

内 容 『次世代の学校づくり』につながる業務改善の在り方
鳴門教育大学大学院学校教育研究科 教授 久我 直人 氏
パネルディスカッション『学校における働き方改革について』

出席委員 教育長、教育長職務代理者、委員 3名

⑤大阪府町村教育委員会連絡協議会冬季研修会

日 時 平成 31 年 1 月 29 日 (火) 午後 2 時～午後 4 時 30 分

場 所 青木松風庵 岬工場、マリンロッジ 海風館

内 容 「学力と体力を高めるための実践的な取り組みについて」

和歌山大学教育学部 教授 本山 貢 氏)

出席委員 委員 3名

・教育委員の関係行事等への参加

平成 30 年度中に教育委員が教育委員会各課の所管する行事等に参加しました。

4 月 5 日 (木) 中学校入学式

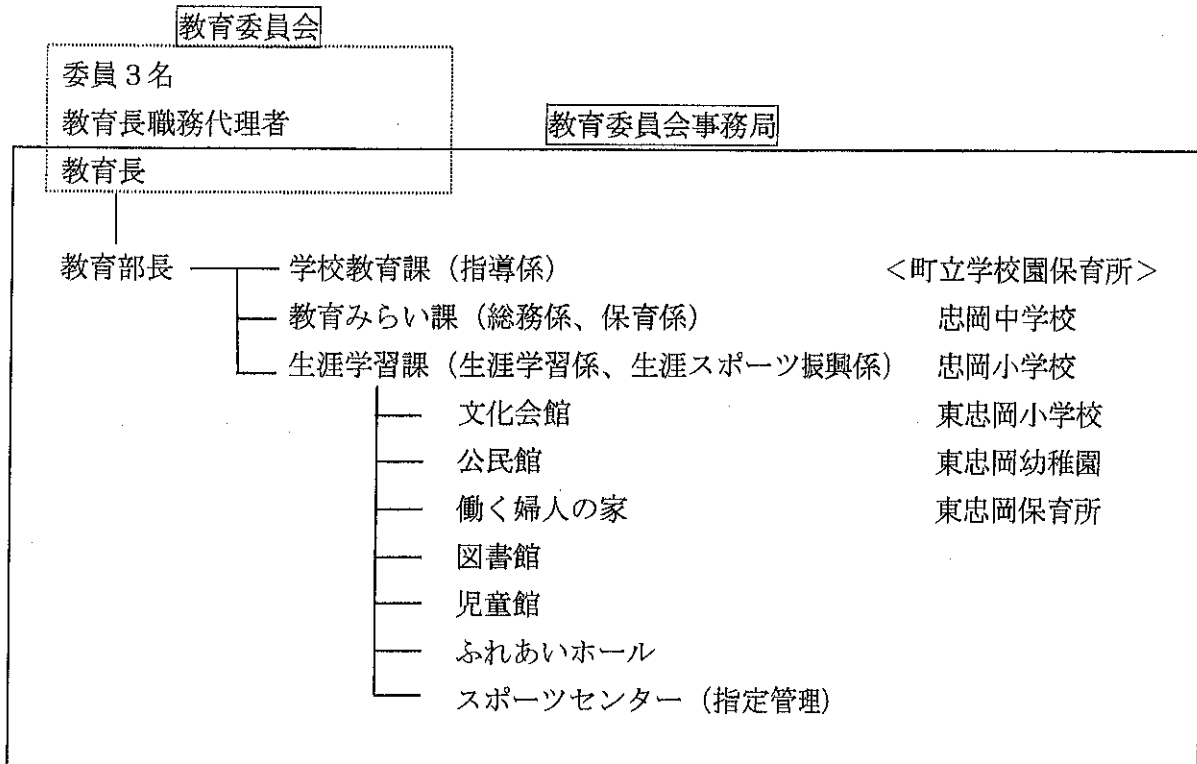
4 月 6 日 (金) 小学校入学式

4 月 9 日 (月) 幼稚園入園式

6 月 2 日 (土) 小学校運動会

- 6月11日（月）中学校オープンスクール
- 6月20日（水）小学校オープンスクール
- 6月27日（水）小学校オープンスクール
- 9月29日（土）幼稚園運動会
- 9月26日（水）中学校体育大会
- 10月10日（水）小学校オープンスクール
- 10月21日（日）町民体育大会
- 11月20日（火）小学校オープンスクール
- 11月 6日（火）・7日（水）・8日（木）中学校オープンスクール
- 1月14日（月）成人式
- 3月13日（水）中学校卒業式
- 3月14日（木）幼稚園卒園式
- 3月15日（金）小学校卒業式

(6) 教育委員会の組織と事務局職員（平成31年4月1日現在）



(7) 教育委員会事務局事務分掌

教育みらい課

総務係

- ① 学級編制に関すること。
- ② 生徒及び児童の就学に関すること。
- ③ 教科用図書のと給与事務に関すること。
- ④ 生徒、児童及び教職員の保健並びに独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

- ⑤ 学校給食に関する事。
- ⑥ 教育統計及び調査に関する事。
- ⑦ 忠岡町教育委員会（以下「委員会」という。）の会議及び委員に関する事。
- ⑧ 委員会の規則の制定及び改廃に関する事。
- ⑨ 委員会に対する請願及び陳情に関する事。
- ⑩ 儀式及び表彰に関する事。
- ⑪ 公告式及び教育の広報に関する事。
- ⑫ 職員（府費負担職員を除く。以下同じ。）の人事及び給与に関する事。
- ⑬ 公印の保管に関する事。
- ⑭ 学校教育機関の設置、廃止及び施設管理並びに整備に関する事。
- ⑮ 教材教具その他の設備整備に関する事。
- ⑯ 学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関する事。
- ⑰ 他の所管に属さない事。

保育係

- ① 保育の実施に関する事。
- ② 町立保育所の管理運営及び保育指導に関する事。
- ③ 民間保育所の運営指導及び保育指導に関する事。
- ④ 民間こども園の運営指導及び教育・保育指導に関する事。
- ⑤ 町立幼稚園の管理運営に関する事。
- ⑥ 町立幼稚園児の就園に関する事。
- ⑦ 就園奨励事業に関する事。
- ⑧ 園児の独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。
- ⑨ 地域の子育て支援に関する事。
- ⑩ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子どものための教育・保育給付に係る支給認定並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に関する事。
- ⑪ 子育て支援施策の調査、企画及び立案並びに子ども・子育て会議に関する事。
- ⑫ 町立幼稚園及び町立保育所の使用料の徴収及び収納に関する事。
- ⑬ 民間こども園及び民間保育所の使用料の徴収及び収納に関する事。
- ⑭ その他就学前教育・保育に関する事。

学校教育課

指導係

- ① 教職員の人事及び服務に関する事。
- ② 教科用図書及び教材の採択及び取扱いの指導に関する事。
- ③ 学校教育及び幼稚園教育の指導及び助言に関する事。
- ④ 学校教育計画（教育課程、組織及び編成）の指導に関する事。
- ⑤ 学校教育における研究会、研修会等に関する事。
- ⑥ 特別支援教育に関する事。
- ⑦ 学校行事に関する事。
- ⑧ 教職員の指導及び研修に関する事。

- ⑨ 生徒指導に関すること。
- ⑩ 人権尊重の教育の推進に関すること。
- ⑪ キャリア教育・進路指導に関すること。
- ⑫ 学校における健康教育及び安全教育に関すること。
- ⑬ 学校保健・食育に関すること。
- ⑭ 学校体育に関すること。
- ⑮ 学校支援本部事業に関すること。
- ⑯ 教育相談に関すること。
- ⑰ 学校教育についての専門事項に関すること。
- ⑱ その他学校教育指導に関すること。

生涯学習課

生涯学習係

- ① 生涯学習基本計画に基づく事業の推進及び総合調整に関すること。
- ② 社会教育団体の指導、助言及び連絡調整に関すること。
- ③ 青少年指導員に関すること。
- ④ 文化財保護及び文化、芸能に関すること。
- ⑤ 社会教育資料の刊行及び配布に関すること。
- ⑥ 町史資料の保管に関すること。
- ⑦ 社会同和教育に関すること。
- ⑧ 人権啓発に関すること。
- ⑨ 生涯学習事業に関すること。
- ⑩ 教育コミュニティーづくり推進事業に関すること。
- ⑪ 青少年の育成に関すること。
- ⑫ 放課後児童クラブに関すること
- ⑬ 放課後子ども教室に関すること
- ⑭ 各施設の管理運営に関すること。
- ⑮ その他生涯学習に関すること。

生涯スポーツ振興係

- ① 生涯スポーツ振興基本計画に基づく施策の企画及び推進に関すること。
- ② 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興に関すること。
- ③ 社会体育関係団体に関すること。
- ④ スポーツ推進委員に関すること。
- ⑤ 学校開放に関すること。
- ⑥ 各種体育施設の管理運営に関すること。
- ⑦ その他スポーツ振興に関すること。

2. 教育財政

(1) 教育関係費の推移

下表は平成 26 年度の決算額を基準の指数とした、過去 4 年間の決算額を各項目別に比較しています。
(単位：千円、百円単位四捨五入値)

	H26 (決算額)	指 数	H27 (決算額)	指 数	H28 (決算額)	指 数	H29 (決算額)	指 数	H30 (決算額)	指 数
児童福祉 費 (A)	453,575	100	477,890	105	470,981	102	495,162	109	770,356	170
教育費総 額 (B)	896,028	100	491,809	55	613,266	68	675,271	75	691,413	77
教育総務 費	143,299	100	115,908	81	116,728	81	123,743	86	120,790	84
小学校費	134,229	100	93,656	70	213,886	159	236,208	176	87,132	65
中学校費	410,550	100	52,985	13	60,785	15	62,032	15	58,574	14
幼稚園費	88,139	100	95,618	108	94,206	107	93,978	107	91,752	104
社会教育 費	108,655	100	122,845	113	116,929	108	149,376	137	324,095	298
保健体育 費	11,156	100	10,797	97	10,732	96	9,934	89	9,070	81
一般会計 (C)	6,942,760	100	6,466,259	93	6,411,292	92	6,515,585	94	6,839,293	99
A+B/C	19.4%		15.0%		16.8%		18.0%		21.4%	

※児童福祉費 (A) は、児童措置費及び児童遊園費 (H26、H27 は臨時給付金含む) を除く。

Ⅲ 忠岡町教育大綱

平成 28 年 2 月 26 日策定

教育の基本方針

『小さくてもキラリと光る忠岡町』の実現に向け、本町への「誇り」と将来への「夢」と「志」を持った子どもたちの育成に努めます。また、生きがいを持って生涯学び続ける心身ともに健康な町民の育成に努めます。

1. 就学前教育の充実に努めます

- ① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
- ② 子育て支援の充実にめざし、幼・保の一元化を推進します。

2. 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます

- ① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。
- ② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道德教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。
- ③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的な生活習慣の定着に努めます。
- ④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。

3. 学校外の子どもたちの学びを支援します

- ① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。
- ② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。

4. 家庭や地域の教育力向上を支援します

- ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
- ② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

5. 生涯学習、生涯スポーツ等の充実に努めます

- ① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。
- ② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

IV 忠岡町教育基本方針（平成 30 年度学校園における指導の方針）

これからの忠岡の教育

(1) 子ども像 「未来を拓く心豊かな子」

- 未来に夢や希望を持ち、自ら考え判断し、自らの言動に責任を持って行動できる。
- あたたかい人間愛の精神にあふれ、感謝と思いやりの心で行動ができる。
- 生涯をとおして自ら学び続ける力が身に付いている。

(2) 教育像 「子どもを大切にした豊かな人間性と創造性をはぐくむ教育」

一人ひとりを大切にされた個に応じた指導・支援により、子どもが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と創造性をはぐくみ、学ぶことの喜び、発見することの感動等を味わうことができる教育活動を展開する。

(3) 学校像 「あいさつがひびき合う学校」

「ともに学び、ともに育つ学校」

「地域に信頼される開かれた学校園づくり」

学校は、安全で楽しい場所であり、そこに通う子どもたちが笑顔で言葉を交わし、人間関係を深める空間であり、どの子もかけがえのない一人の人間として存在感を味わい、また、互いを尊重することを学び、自己実現の喜びを感じることができる場であればならない。

また、学校は家庭・地域としっかりと連携し子育てをすすめるために、家庭や地域と協働し、学校の理念や教育活動の現状について情報を発信しなければならない。そして、家庭や地域、関係機関の意見を積極的に学校経営の改善に生かすよう努める。

(4) 教職員像 「子どもとともに輝く教職員」

- 広い視野を持ち、教職員として使命感と自覚に基づき、職務を遂行し、子ども・保護者・地域との信頼関係を構築することができる。
- わかる授業をすすめる専門的知識・技能や指導力を持ち、各学校の教育目標の具現化に努める。
- 人間の成長・発達への深い理解と教育的愛情をもち、子どもから学び、子どもを思いやることができる。
- 人権に関する深い識見と知識に基づいた実践力を持ち、人権教育を推進する。

子どもに付けたい力

幼稚園

幼稚園においては、家庭との連携を図りながら、生涯にわたる人間形成の基礎を培うとともに、遊びを通して「生きる力」の基礎を育成することが大切である。

- あいさつができる
- 自分のことが自分でできる
- 友だちとなかよく遊ぶことができる
- 多様な体験を通じて、身近な事象への興味・関心を持つことができる。

小学校

小学校においては、児童の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図る。また、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。そのためにも、家庭や地域社会との連携を図り、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- あいさつ等を通して、人とのかかわりを結ぶことができる
- 善悪の判断ができ、進んでよりよい行動をとることができる。
- 自分の思いを相手に伝え、相手の思いも大切にできる。
- 自ら学び自ら考えることができる。

中学校

中学校においては、生徒の生きる力をはぐくむため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、自ら学び自ら考える力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。また、生徒が家庭や地域社会との関わりを見つめ直し、人間としての生き方について自覚を深めることができるよう、様々な体験活動を通して豊かな心の育成を推進することが大切である。

- 相手の考えを理解するとともに、自分の考えも豊かに表現できる。
- 集団や社会の一員としての自覚と責任をもち、自他共に尊重した行動をすることができる。
- 自ら学び自ら考え、将来へのめあてをもって生き抜くことができる。

1 学力向上への取組み

「全国学力・学習状況調査」等の結果を受け、次の2点を指導の重点項目とする。

【忠岡町重点目標】

1. 「授業の構造化」を通し、授業改善を図る
2. 自学・自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する

〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実

- (1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況の詳細な把握に努めること。
学力や学習状況に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むこと。
また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。
- (2) 次期学習指導要領の趣旨や内容を十分に理解するとともに円滑な実施に向けた取り組みをすすめること。
- (3) 学校教育計画を立てるに当たっては、自校の特色を踏まえた教育目標を具体的に設定し、教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図るとともに、目標に準拠した評価の適切な実施を図ること。また、その際、児童・生徒の成長の様子が十分に伝わるよう保護者、地域等に対し学校教育計画やその達成状況について積極的に情報提供するよう努めること。
- (4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。また実施に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成などの「確かな学力」の育成を図るため、個に応じた教育を一層推進すること。
- (5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・改善に努めること。少人数指導については、配置の主旨を十分踏まえた活用を行い、児童・生徒の学習達成度を把握し、その指導の効果測定に努めるとともに、絶えず工夫改善を図ること。

- (6) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐくむために、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、地域の教育力を有効に生かすこと。
- (7) 「総合的な学習の時間」については、各教科、道徳及び特別活動との役割分担を明らかにし、自ら課題を見つけ、探究的な学習として充実したものとなるよう、全体計画、年間指導計画及び単元計画を見直し、授業改善を図ること。
- (8) 小学校5・6年生における外国語活動については、指導方法の研究・研修など、総合的な取組みを進めること。また、「Hi, friends!」等を活用した授業を中心に、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。
- (9) 中学校の外国語（英語）教育については、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。
また、ALT等を有効に活用し、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする活動の充実を図ること。
- (10) 中学校の保健体育における体育分野について、特に「武道」の指導に当たっては、生徒の技能の段階に応じた指導をするとともに、施設や用具等の安全点検を行うなど練習環境に配慮すること。
- (11) 教員のICT活用指導力を向上させ、授業でICTを積極的に活用し、「確かな学力」を育むよう指導すること。また、児童・生徒の情報活用能力（情報リテラシー）を育成すること。
- (12) 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出会う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子どもの読書環境を整えること。学校図書館担当職員（いわゆる学校司書）を積極的に活用し、さらなる学校図書館の機能強化をはかること。

〈2〉校種間の連携強化

- (13) 幼稚園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫改善等について教職員の連携を図ること。

- (14) 義務教育9年間の育ちを見通した教育課程の編成、並びに指導計画の立案及び実施を図ること。その際、教員相互の協働関係が構築できるように努めること。
また、これまで小・中学校個別に定められていた目標を、義務教育全体の目標として定めた学校教育法の趣旨を踏まえ、一層、小・中学校間の連携を推進すること。
- (15) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるような連携を深めること。
- (16) 児童が安心して小学校に入学し、安定した学校生活の中で、基本的な生活習慣を身につけ、確かな学力や豊かな心・社会性をはぐくむことができるよう、保育所や幼稚園と小学校の連携を一層促進すること。

〈3〉 幼児教育の充実

- (17) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。
- (18) 幼稚園教育要領に基づく教育内容の充実に努め、保育所、小学校等との交流や連携に積極的に取り組むこと。
また、集団の中での人間的なふれあいによる園児の成長を促進し、3年間を見通した教育課程の編成及び指導計画の立案・実施を図ること。
- (19) 幼稚園における遊びを中心とした総合的な指導が小学校での指導に一貫性を持ってつながるよう、交流の充実を図ること。
- (20) 幼稚園と保育所は同じ地域の就学前の幼児を教育する立場から、互いに意見・情報を交換することによって保育内容の相互理解を図るよう努めること。
- (21) 小・中学校と連携し、また、巡回相談等を活用しつつ、支援の必要な教育的ニーズを持つ幼児への支援について情報を共有化し、幼児教育段階での適切な支援を充実すること。

2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ

〈1〉 心の教育の充実

- (22) 児童・生徒の豊かな人間性をはぐくむために、「道徳の時間」をかなめとし、各教科、「総合的な学習の時間」、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。

また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。

- (23) 学校が一体となって道徳教育を進めるため、道徳教育推進教師を位置付け、全教員が参画する体制を具体化すること。

また、「道徳の時間」と各教科、特別活動及び「総合的な学習の時間」との関連を踏まえた道徳教育の全体計画及び「道徳の時間」の年間指導計画については、校長の方針のもと、道徳教育推進教師を中心に、全教職員による共通理解のもとで作成すること。作成に当たっては、学校における全教育活動との関連のもとに児童・生徒や学校及び地域の実態、学校の特色などを考慮し、重点的に行うよう努めること。

さらに、「道徳の時間」の指導時間数の確保に努めるとともに、道徳の時間の特質を十分に理解し、それにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高めるよう工夫すること。

〈2〉人権尊重の教育の推進

- (24) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。

あわせて、とくに教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるように研修に努めること。

また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にする態度や人格の育成等をめざす人権基礎教育に取り組むこと。

- (25) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町子ども支援ネットワークへ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。

- (26) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、教育委員会とすみやかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受け

た幼児・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。

また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりに努めること。

- (27) 学校・家庭・地域との連携を図りながら、PTA活動等においても、人権意識の高揚に努めること。

〈3〉障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援

- (28) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営等、各学校園等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。

- (29) 各学校園では、全校的な協力体制のもと、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、教育活動を展開すること。

- (30) 各学校では支援学級と通常学級の交流の場を積極的に設け、児童・生徒の相互理解を推進すること。また、幼稚園・小学校・中学校との連携を進め、好ましい人間関係の育成に努めるとともに、支援学校等との交流連携も推進すること。

- 31) 各学校園において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。

作成・活用に際しては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図ること。

- (32) 支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。

- (33) 卒業後の進路については、高等学校や支援学校に加え、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ制度等、幅広い進路選択が可能であることから、その内容が生徒・保護者に十分伝わるよう、できるだけ早い時期から、様々な機会を通じて、適切

な説明や情報提供に努めること。

〈4〉生徒指導の充実

- (34) 携帯電話への過度の依存からの脱却を図るため、小・中学校への児童・生徒の携帯電話の持ち込みについては原則禁止とすること。その際、児童・生徒の登下校時における安全の観点等特別やむを得ない事情から、保護者より申請があり、校長が携帯電話の学校への持ち込みが必要と認める場合は、学校での教育活動に支障がないよう工夫すること。

さらに、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発及び被害・加害から児童・生徒を守るための支援体制の確立を行うとともに、児童・生徒に携帯電話の危険性を認識させ、自ら対処できるよう指導すること。

また、万一、事象が生起した場合、校内支援体制の構築に努めるとともに、学校だけでは解決困難な事案については「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を活用し、早期に対応し、解決に努めること。

- (35) いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき教育課題であり、児童・生徒が自ら尊い命を絶つ可能性もある深刻な問題である。学校においては「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月28日施行）や「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識すること。また生徒指導体制の充実を図りその防止に努める学校のあらゆる教育活動を通して、社会生活を営む上での倫理観や規範意識・ルールなどを確実に身に付け、児童・生徒自らが課題を解決するための問題解決力の育成を図るため、全校的な生徒指導体制の確立に努めること。

さらに、いじめが生起した際には、「いじめは絶対許されない」との強い決意のもと対応するとともに、いじめられた児童・生徒の立場に立ち適切に対応すること。いじめを認知した際は、組織的な対応により確実な解決を図るよう努めるとともに、町教育委員会に直ちに報告すること。

- (36) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。

- (37) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含め

た機動的で組織的な幼・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。

〈5〉進路指導の充実

- (38) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。

また、指導は中学校卒業時の進路決定のためのものにとどまらず、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。

- (39) 小学校においては、児童が自らの生き方についての夢や希望をはぐくむことができるよう豊かな人間性を培うとともに、自信や有用感を持つことができるよう指導すること。また、希望をもって中学校へ進学できるよう、小・中学校の連携を一層推進するとともに、児童・保護者に中学校に関する情報を提供すること。

- (40) 高等学校への進学指導は、体験入学や合同説明会などへ参加するように指導するとともに、高等学校の特色などについての情報を生徒・保護者へ積極的に提供するなどして、生徒が将来を展望し、主体的に進路選択できるよう支援する観点で行うこと。

また、府内における高等学校再編整備の趣旨や中卒就職の状況を踏まえ、進学や就職に関する情報の収集・提供に努め、学校における進路ガイダンス機能の充実を図ること。

- (41) 児童・生徒一人ひとりの進路を保障し、望ましい勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の視点での学校教育活動を改善するとともに、人間としての在り方、生き方につながる進路指導の充実に努める。

- (42) ボランティア活動や、職場体験等の体験活動を重視し、実体験を通して、自己理解を深化させ職業生活、社会生活の有様や職業・勤労の意義や役割について自分なりの考え方や見方を育てていくこと。

- (43) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実に努めること。

〈6〉国旗・国歌の指導

- (44) 国際化の進展に伴い、日本人としての自覚を養い、国を愛する心を育てるとと

もに、国際社会において尊敬され、信頼される日本人として成長していくために、国旗及び国歌を尊重する態度を育てること。

- (45) 入学式や卒業式における国旗掲揚・国歌斉唱をはじめとし、小学校学習指導要領において、国歌の指導について「いずれの学年において歌えるよう指導すること」と定められていることを踏まえ、いずれの学年においても音楽の年間指導計画に位置付け、適切に指導すること。

3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり

〈1〉子どもの安全確保及び危機管理体制の充実

- (46) 子どもの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。
- (47) 学校教育活動全体を通して安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、感染症・食中毒の予防及び集中豪雨、落雷等の自然災害や熱中症等の事故防止に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えること。
加えて、教職員の連絡・配備体制について日頃から周知徹底を図るとともに、災害及び万一の事件・事故が発生した場合、教職員としての自覚のもと、的確に行動できるための学校独自の危機管理マニュアルの見直しや様々な事態を想定した実践的な訓練を行うこと。
また、万一の心肺停止に備え、すべての教職員がAEDの使用を含めた心肺蘇生法を実施できる体制を整えること。
- (48) 安全管理についての点検や暴漢等の侵入者に対する連絡・配備体制を確立し、幼児・児童・生徒の安全確保に努めるとともに、学校園の防犯対策のための施設・設備の整備に努めること。
- (49) 6月を「子どもの安全確保推進月間」、6月8日（または、第2金曜日）を「学校の安全確保・安全管理の日」として、幼児・児童・生徒の安全確保に向けた取り組みを点検し、その強化を図ること。
- (50) 保護者や学校支援のボランティア、地域の関係団体等の協力を得て、地域と一体となった幼児・児童・生徒の安全確保のための方策を講じるよう務めること。
また、地域と連携しながら「安全マップ」を作成するなど、幼児・児童・生徒が危機回避能力を身につける取り組みを進めること。

- (51) 警察等と連携して「防犯教室」を開催するなど、幼児・児童・生徒の啓発に努めること。
- (52) 学校給食の安全・衛生管理体制の徹底を図ること。
- (53) 食物アレルギー等を有する児童・生徒等に対しては、校内において、校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭、学校医等による指導体制を整備し、保護者や主治医ならびに消防署との連携を図りつつ、可能な限り、個々の児童・生徒等の状況に応じた対応に努めること。

〈2〉健康教育の充実と体力づくりの推進

- (54) 学校の教育活動全体を通じて、健康教育、体力づくりに組織的・計画的に取り組むとともに、家庭や地域との連携を図ること。また、学校保健委員会を組織し活性化を図ること。
- (55) 子どもの体力が低水準で推移していることから、体を動かす時間を多く確保し、各学校の状況や子どもの実態に応じ、学校全体で体を動かす時間を設定するなどの工夫をすること。
- (56) 各学校において、家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠といった「健康3原則」を徹底し、児童・生徒が自ら生活習慣の改善を図ることができるようにすること。
- (57) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。
- (58) 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上

〈1〉学校運営体制の確立と開かれた学校づくり

- (59) 校長は学校の将来像を描き、そのための経営方針等を教職員に周知し、学校の教

育目標の共有化を図り、校内各組織の活性化に努め、授業をはじめ学校の教育活動全般にわたり現状を把握し、学校運営における組織的な取組みを推進すること。学校のめざす目標等について保護者等に積極的に発信するとともに、機動的な学校運営体制の構築については、課題に対し適切かつ迅速に対処できるよう、府の制度等を有効に活用すること。

- (60) 校長がリーダーシップを発揮し、地域連携や情報公開、情報管理、危機管理等の新たな課題に対応して、担当者を校務分掌に位置付けるなど、校内組織体制の見直しを図ること。また、教職員が児童・生徒に対する指導の時間をより一層確保する観点から、機能的な学校運営に努めること。
- (61) 学校で作成される様々な文書や個人情報について、個人情報保護法の趣旨を踏まえ、電子情報も含めた公文書の適切な情報管理及び個人情報の保護のために組織的に取組むこと。また、個人情報の適切な取り扱い、管理・保管についての研修を深め、個人情報の保護の重要性について教職員一人ひとりの意識の向上を図ること。
- (62) 学校教育自己診断と学校協議会等に関連させて学校運営の改善に積極的に活用するとともに、学校教育自己診断の結果や学校協議会等の協議内容等について、学校便り等により積極的に情報発信すること。
- (63) 地域の特色を生かし、学校・家庭・地域が協働の関係をめざしながら、すこやかネット等地域社会をあげて子どもの健全育成に向けた取組みを円滑に、より効果的に推進すること。

〈2〉教職員の資質向上及びサービスの徹底

- (64) 教職員は教育に携わる公務員としての責務を自覚し、地域の信頼に応えられるよう、児童・生徒に敬愛される豊かな人間性を培うとともに、社会の変化に対応するための知識・技能や国際社会で必要とされる資質能力等の向上を図ること。
- (65) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。
- (66) 初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の育成に当たっては、組織的・継続的な育成ができる校内体制づくりに努めること。
その際、学習指導や生徒指導等の指導面のみならず、公教育に携わる者としての資質向上を図ること。また、初任者をはじめとする教職経験年数の少ない教員の課題に応じ、きめ細やかな教育相談の実施のための指導助言等、適切な個別支援を行

うこと。

また、今後の社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員の組織的・継続的な育成を図る。

- (67) 教員免許更新制について、教職員に理解促進を図り、免許状更新講習の受講漏れが無く、必要な手続きが確実にされるよう適切な情報提供及び指示を行うこと。
- (68) 教職員は、常に人権意識を持って生徒指導に当たること。特に、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、被害の子どもの立場に立った適切な指導を行うこと。また、教職員間及び児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントについては、重大な人権侵害であるとの認識のもと、その未然防止のための学校体制を確立すること。
- 万一、セクシュアル・ハラスメントが生起した場合には、被害者の人権・プライバシーを尊重するとともに、二次被害の発生防止に努めること。また、校長は教育委員会と速やかに連携を図り、事象の解決と、被害者の心のケアに努めること。
- (69) 体罰は法的に禁じられているばかりでなく、児童・生徒の人権を著しく侵害する行為であり、いかなる場合においても絶対に許されないことである。
- 「体罰防止マニュアル（改訂版）」、等を活用しながら研修を行うとともに、児童・生徒の人権に配慮した生徒指導を確立すること。
- (70) 「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、教員評価支援チームや府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。
- (71) 長時間勤務の縮減に向けて、定時退庁に努めるとともに遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」の少なくとも週1回の設定、及びノークラブデー（部活動休養日）の明確化をするといった府立学校における取組みなどを参考に適切に対応すること。

V 点検評価

1 平成30年度事務事業評価シートについて

事務事業評価シート一覧表

点 検 ・ 評 価 一 覧 表		
項 目	達成度	課 名
生きる力を培う学校教育の推進		
1 幼児教育の充実	B	学校教育課
2 「確かな学力」を培う義務教育の推進	B	学校教育課
3 「豊かな人間性」を培う義務教育の推進	B	学校教育課
4 健やかな心と体づくりの推進	B	学校教育課
5 特別支援教育の推進	B	学校教育課
6 学校教育環境の充実	B	教育みらい課
7 家庭や地域の教育力の活用	B	生涯学習課
子どもや若者の健全育成の推進		
8 子どもや若者の総合的な育成支援施策の推進	B	生涯学習課
9 健全育成活動の促進	B	生涯学習課
10 自主的活動への支援	B	生涯学習課
生涯学習の推進		
11 生涯学習推進体制の整備	B	生涯学習課
12 生涯学習によるまちづくりの推進	B	生涯学習課
13 生涯学習機会・場の充実	B	生涯学習課
生涯スポーツの推進		
14 生涯スポーツの振興	B	生涯学習課
15 生涯スポーツ施設の充実	B	生涯学習課
地域文化の継承		
16 文化・芸術活動の充実	B	生涯学習課
17 地域の歴史・文化の活用と継承	B	生涯学習課

子育て支援の充実			
18	子どもの権利擁護の推進	B	教育みらい課
19	地域における子育て支援の推進	B	教育みらい課
20	保育サービスの充実	B	教育みらい課
21	援助が必要な家庭への支援の充実	B	教育みらい課
防犯・交通安全対策の推進			
22	子ども達を犯罪から守る取り組みの推進	B	生涯学習課
住民が主体となった街づくり活動の促進			
23	公益活動の促進	B	生涯学習課
24	活動を担う人材の育成	B	生涯学習課

平成30年度事務事業評価シート様式記入要領

- ① 「総合計画の位置づけ」欄
 - ・第5次忠岡町総合計画上、どの項目に位置づくかを記載。
- ② 「教育大綱の取組事項」、「教育指導方針」欄
 - ・忠岡町教育大綱、忠岡町教育基本方針上、どの項目に位置づくかを記載。
- ③ 「事業名」欄
 - ・「施策の展開の方向」、「教育大綱」等を実現するための具体的な事業を記載。
 - ・予算措置されていない事業についても該当する事業を記載。
- ④ 「決算額」欄
 - ・平成30年度決算額を記載。
- ⑤ 「本年度計画の内容・目標」欄
 - ・本年度計画の内容・目標を具体的に記載。
 - ・数値目標を設定できるものは、できるだけ数値目標を記載。
(例) 実施件数、参加人数、達成率%、統計データなど
- ⑥ 「過去の主な実績」欄
 - ・過去の主な実績を記載。
- ⑦ 「実施状況・成果」欄
 - ・実施結果をできるだけ具体的、定量的に記載。
 - ・本事業を実施したことより、どのような成果や効果があったかを記載。
- ⑧ 「評価」欄
 - ・本年度の実施結果を次の4段階で評価
 - A 計画以上に進捗している
 - B 概ね計画通り進捗している
 - C 計画を下回っており、見直しが必要
 - D 計画を大きく下回っており、抜本的な見直しが必要
- ⑨ 「今後の方向性・改善の具体的内容」欄
 - ・今年度の評価結果を踏まえ、次年度の取組方針を記載。
 - ・評価でC、Dがついた場合や課題がある場合は、改善の具体的内容を必ず記載。

平成30年度 事務事業評価シート 1 幼児教育の充実

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	担当部 課	教育部 学校教育課
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	教育部 課	教育部 教育みらい課
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進	関係部 課	
	施策展開の方向	(1) 幼児教育の充実		

○ 子どもの自発性や社会性、自立心、創造力などの芽生えとなる豊かな経験が得られるよう、教育内容と指導方法の工夫・充実を図り、子どもの個性に応じた適切な教育を行います。また、遊びを通して、「生きる力」の基礎を築きます。

○ 幼稚園と保育所の相互の交流と連携の強化を進めます。また、小学校や地域との連携を強化するなど、地域に開かれた幼児教育の場として活用を図ります。

○ 幼稚園での、子育てや養育に関する相談活動を充実します。また、研修等により、保護者からの子育て相談に対応する教員の専門性を高めます。

教育大綱の取組事項	1 就学前教育の充実に努めます
	② 子育て支援の充実をめざし、幼・保の一元化を推進します。
教育指導方針	1 学力向上への取組み
	〈2〉校種間の連携強化
	(13) 幼稚園・小学校・中学校など異なる校種間での学校園行事や幼児・児童・児童・生徒間の交流、指導方法の工夫改善等について教職員の連携を図ること。
	(15) 異なる校種間において、個人情報保護等の観点に留意しつつ、生徒指導や学習指導の深化・充実につながるような連携を深めること。
	1 学力向上への取組み
	〈3〉幼児教育の充実
	(17) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。

4 学校運営体制の確立と教職員の資質向上	<p>〈2〉教職員の資質向上及びサービスの徹底</p>
上	<p>(65) 校長は、教職員が日々の研究と修養のため、相互に資質を高めあう職場環境づくりに努めるとともに、国や府における新たな動きや学習指導要領の趣旨、各学校における課題等を踏まえ、校内研修の充実を図ること。その際、明確な研修目標の設定及び研修の計画的な実施に特に留意すること。</p>

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
忠岡町幼小中教育研究協議会補助金	200,000	<p>忠岡町立幼稚園、小学校、中学校の全教職員が情報交換、研究調査、実践の推進を行うため、教育課題に応じた各都会に所属しその充実振興を図る。</p>	<p>町立学校の全教職員が課題別に校種を越えて研究することで、教職員間の相互交流が図られ、子どもに対する校種間のスムーズな連携体制が図られた。 保育授業部会：4班集体制で各自活動。相互訪問や実践交流を実施。 人権道徳部会：部会3回。事例検討会及び実践報告会を実施。 生活指導部会：部会2回。「学習のきまり」策定に向けて、検討。 全体会として、7月31日夏季研修会「人権教育について」、2月6日実践報告会を開催し研究成果の共有を図った。</p>
校種間交流の実施	—	<p>町内の幼・保、幼・小、5幼保、が相互に連携し、子ども同士の交流や教員・保育士の交流を図るため交流会を実施する。同じ地域の同世代を知り、ともに学び、ともに育つことを知る。</p>	<p>各交流を年間行事計画に位置付け、交流会に向けた取り組みを各幼稚園・小学校で計画的に実施している。 町立幼稚園と町立保育所の交流会：年間6回(4月、5月、6月、10月、11月、2月) 幼稚園と小学校の交流：年間5回(6月、7月、10月、11月、1月)</p>
幼稚園教員の専門性向上	80,000	<p>町単独での研修開催が困難なため、府が主催する大阪府教育センターで実施される研修への参加のため参加費を支出し、幼稚園教員の研修の機会を確保し専門性の向上を図る。</p>	<p>教員の資質及び専門性の向上を図るため、予算を有効に活用し、大阪府教育センターで開催される研修に参加した。</p>
幼保一体化推進事業	—	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の一体的な取り組みと、子育て支援の充実を図るため、幼保の連携・一体化について取り組む。 幼保連携型認定こども園の開園にむけ、幼保連携のさらなる充実に取り組む。</p>	<p>平成30年8月に「東忠岡地区における認定こども園整備基本方針」を策定し、平成31年3月には「(仮称)東忠岡地区認定こども園整備基本計画」を策定した。 忠岡地区においては、平成31年3月に「ピープル忠岡チャイルドスクール」の園舎部分が完成した。</p>
合計	280,000	—	B (概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

- ・平成19年度に大阪教育大学教授を招聘し、「心の交流タイム」の取組みを両幼稚園の教育活動として導入。その後も継続して「心の交流タイム」に取り組んでいる。
- ・平成25年度、26年度については、両幼稚園において、保護者参加により大学の教授に「子どもたちの健やかな言ちを聞かせて」をテーマに講演をいただき、保護者には幼児期の子どもに対する接し方を、幼稚園教諭については、幼児期の子どもの接し方と保育のあり方を研修し専門性の向上が図られた。平成27年度・平成28年度も、引き続き、学識者よりいただいた専門的な指導・助言を活用して取り組んだ。
- ・幼保一体化推進事業については、平成28年度に「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」を策定し、忠岡町子ども子育て会議の審議を踏まえ、「忠岡町幼保一体化推進基本計画」を取りまとめ、パブコメを実施し、「忠岡町幼保一体化推進基本計画」を策定した。「忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会」を設置し、平成29年9月に移管先を決定。その後、平成30年3月に工事に着手した。

今後の方向性・改善の具体的な内容

今後は、令和3年4月の開園に向け、東忠岡地区においてもこども園化を進めていく。

平成30年度 事務事業評価シート 2 「確かな学力」を培う義務教育の推進

基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	担当部・課	教育部 学校教育課
基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	教育部 教育みらい課	
基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進 ② 「確かな学力」を培う義務教育の推進	町長公室 人権広報課	
施策展開の方向	○ 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個に応じた選択学習、個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、繰り返し指導など、指導体制の工夫・改善に努めます。 ○ 「分かる授業」「魅力的な授業」をめぐり、教員が不断に「授業研究」に取り組み、児童・生徒、教職員、保護者等が参画して、多様な観点から授業を検証し、学校として授業改善に努めます。 ○ 小・中学校高学年における外国語活動のため、及び小・中学校におけるつなげるための英語指導のため、JETプログラムの外国青年を雇用し講師を小・中学校に配置します。		

教育大綱の取組事項	<p>2 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます</p> <p>① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。</p> <p>3 学校外の子どもの学びを支援します</p> <p>① 世界に羽ばたく人材を育成するため、子どもたちに英語にふれあえる機会を提供します。</p> <p>② 学校外で子どもたちが基礎的・基本的な学力の定着を図れる機会を提供します。</p>
教育指導方針	<p>1 学力向上への取組み</p> <p>〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実</p> <p>(1) 個に応じた指導を通して、「確かな学力」の育成を図るため、学年ごとの到達目標や評価規準を明確にし、児童・生徒の学習状況の詳細な把握に努めること。 学力や学習状況に関する調査の結果等を踏まえ、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育むこと。また、その学力向上策や取組み、効果については積極的に公表するよう努めること。</p>

<p>(4) 教育課程の編成については、学習指導要領に則して適正に行うこと。また実施に当たっては、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成などの「確かな学力」の育成を図るため、個に応じた教育を一層推進すること。</p>	
<p>(5) 児童・生徒の実態や指導のそれぞれの場面に応じて、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導など、個に応じた指導の工夫・改善に努めること。少人数指導については、配置の主旨を十分踏まえた活用を行い、児童・生徒の学習達成度を把握し、その指導の効果測定に努めるとともに、絶えず工夫改善を図ること。</p>	
<p>(8) 小学校5・6年生における外国語活動については、指導方法の研究・研修など、総合的な取組みを進めること。また、「Hi, friends!」等を活用した授業を中心に、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成すること。</p>	
<p>(9) 中学校の外国語(英語)教育については、小学校における外国語活動の内容を踏まえた上で、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4つの領域をバランスよく指導するとともに、学んだ英語を実際に活用する場面を設定するなど言語活動の充実や指導方法の工夫改善に積極的に取り組むことで、コミュニケーション能力の基礎を養うこと。また、ALT等を有効に活用し、英語を使って身のまわりの出来事について伝え合ったり、自分の考えを述べ合ったりする活動の充実を図ること。</p>	
<p>(12) 「第3次大阪府子ども読書活動推進計画」の趣旨を踏まえ、子どもへの読み聞かせや、本と出合う機会の拡充に努め、発達段階に応じた子ども読書環境を整えること。学校図書館担当職員(いわゆる学校司書)を積極的に活用し、さらなる学校図書館の機能強化をはかること。</p>	

事業名	本年度計画の内容・目標	実施状況	成果
<p>学力向上サポート—配置事業</p>	<p>基礎・基本の定着を図り、「確かな学力」を育むためのきめ細やかな学習支援を行うため、小学校3・4年生全クラスの国語・算数の授業に学力向上サポート—を配置する。</p>	<p>650,000</p>	<p>国語・算数授業で各クラス週2回ずつ配置している。授業の中でつまづきの見られる子どもを早期に支援し、分らない時に質問できる子どもが増えている。</p>
<p>志阿町立小・中学校授業力向上支援事業</p>	<p>町教育委員会指導主事が各小・中学校と連携し、経験3年未満の教諭、講師の授業力向上を支援するため、模範授業や示範授業、研修等を実施する。</p>	<p>—</p>	<p>8月8日、8月13日、初任者及び経験の少ない教員等を集め「教師力向上セミナー」を開催した。初任者及び若手教員の授業力向上の一助となり、授業づくりに対する意識が高まった。</p>
<p>学ぶ楽しさを育む推進事業</p>	<p>小学校低学年(1・2年)において、落ち着いた学習環境の提供と基礎的・基本的な内容の確実な定着を図るため、非常勤講師を配置し学習や学級活動等において、学級担任と連携してよりきめ細やかな指導・支援を行う。</p>	<p>3,113,000</p>	<p>教員OBを非常勤講師として配置したことで、年度初めの不安定な子どもたちに対し、適切な支援により落ち着きが見られ、よりよい学習環境が早期に整えられた。学習内容によりつまづきが見られる子どもへの早期対応により、学習に対する意欲・関心が高められた。</p>

<p>小学校読書活動推進事業</p>	<p>1,351,000</p>	<p>小学校に司書を配置し、 ①図書室における本の展示や新刊の紹介により、子どもたちの興味関心を高め本に接する機会を増やす。 ②図書室便り等により、家庭内での読書のすすめ等啓発活動を行う。 ③図書室から子どもたちの発達段階に応じた「読みたい本」「読ませたい本」を積極的に提供する。 上記により、小学校における読書活動の推進を図る。</p>	<p>小学校図書室に司書を週19時間配置した。各学校図書室担当教員と連携し、ロング休憩時の使用や本の展示・新刊の紹介により、子どもたちの本に対する興味・関心がより高まった。また、子どもたちの発達段階に応じて、低学年児童を対象に司書が本の読み聞かせを行った。同小学校において児童の図書貸し出し合計冊数は、司書を配置した翌年から、一人当たりの貸し出し冊数は16冊程度で安定的に推移している。</p>
<p>外国青年語学指導員配置</p>	<p>3,840,000</p>	<p>JETプログラムにより外国青年を雇用し、小・中学校での英語教育の充実を図るため、両小学校の小学校5年生・6年生の外国語活動授業を中学校専科教員・小学校学級担任と行う。小・中学校におけるつなごりのある英語指導法を確立するための支援・助言を行う。</p>	<p>ALTを配置することにより、学校内で子どもたちが外国人に身近に接して、違和感無くコミュニケーションをとれる子どもが増えている。また、H27年度より英語科の中学校専科教員とこのALTがかかわることにより、英語に親しむ・英語を学ぶ継続性のあるカリキュラム作成につながっている。</p>
<p>志岡町英語教育推進事業</p>	<p>7,342,000</p>	<p>・英語体験セミナー（志岡町イングリッシュ・デイ） 町立幼稚園・保育所の5歳児や町立小・中学校の子どもが、外国人講師等と英語でコミュニケーションを図る体験を楽しむことで、英語への興味・関心を高め、英語を学ぶ意欲向上及び国際理解推進に資する。また町民にも広く英語に触れる機会を提供する。 ・英語教育推進事業（小・中学校における授業支援） 英語教育指導法のアドバイザーを招聘し、教員への指導・助言を年間をとおして行い、学校における英語教育指導法の確立をめざす。また効果検証に中学1年から中学3年までを対象に、判定テストを年1回実施する。 ・英語検定受験料補助 志岡中学校の生徒及び志岡町在住の中学生が英語検定受験に要する費用を年1回金額補助を行う。 志岡町在住の高校生以上の学生にも年1回金額補助を行う。 志岡中学校の生徒を対象に、志岡中学校を準会場(2回)として実施し、受験負担の軽減を図り受験者の増加を図る。</p>	<p>・英語体験セミナー 英語への興味・関心が高まり英語を学ぶ意欲向上につながった。 ①中学生対象 志岡町マイワークを作成し、生徒権に配布。 ガイドブックを元にマイワークを作成し、使える英語力の向上に努めた。また、同マイワークより、スペイン語コンテストを実施し、生徒の学習意欲向上に努めた。 ②幼学館(5歳児)対象 イングリッシュ・デイ 参加者 約100名(各幼稚園・保育所において、年間の回実施) ③小1～小4対象 イングリッシュ・レッスン 参加者 66名(11月下旬から3月の毎週土曜日実施) ④イングリッシュ・レッスンの成果発表会 約170名参加(児童も含む、3月実施) イングリッシュ・レッスン参加児童の保護者対象アンケート結果 回答は100%である。 ・英語教育推進事業(小・中学校における授業支援) 外部講師を招聘し教員への指導・助言を通して学校における英語教育の授業改善に寄与した。また、生徒の英語力把握のための判定テストを小1～中3対象に実施し、現状分析と考察を得て、次年度への課題が明確になった。 ①外部講師による英語指導法セミナー(各校3回実施) ②判定テスト 中1～中3対象に実施(3学期実施) ・英語検定受験料補助 ①志岡中学生115人が補助を受け、受験。23人は私費で複数回受験。(全体の約24%が補助を用い受験) ②補充費として、志岡町在住の中学生、高校生、専門学校生、大学生等の学生も対象とした。57人が補助を受け、受験。1人は私費でダブル受験。</p>

あすなろ未来塾事業	4,666,000	平成28年度より町立小学校4年生～6年生児童の希望者を対象に本事業をスタートする。平成29年度において、対象を拡充して、町立小学校4年生～6年生の児童の希望者及び町立中学校1年生～3年生生徒の希望者を対象に、基礎・基本を学べる場を提供し、学習機会の拡充を図る。小学生には土曜日の午前・算数を、中学生には土曜日の午後に数学と英語を、年間40回実施する。	平成30年度実績として、小学生101名、中学生36名、合計137名が受講。年度末に実施した保護者対象のアンケートでは、「この塾に通うようになって、学校の勉強がよくわかるようになった」という項目に対して、保護者の肯定的な回答が得られた。保護者(61.5%)
合計	20,962,000		

請 価 B(概ね計画どおり進捗している)

<p>平成22年度より学力向上サポート—配置事業を実施 平成24年度、学ぶ楽しさを育むデジタル事業を実施 平成25年度より学ぶ楽しさを育む推進事業を実施 平成26年度より小学校教育推進事業(英語体験事業)を実施 平成27年度より志願町英語教育推進事業(英語体験セミナー)と英語教育推進事業を分けて実施 平成28年度より志願町あすなろ未来塾を開始</p>	<p>今後の方向性(あすなろ未来塾)は、 すべての児童・生徒に確かな学力の定着を図るため、全小・中学校にて授業の構造化を通して授業改善を図る。その中で、小学校低学年での非常勤講師の配置、学力向上サポート等の活用により、より学びのわかる1が実感できる授業作りを進める。 小学校図書室で読み聞かせ等により読書に親しむ機会を増やし、読書に親しむ児童を増やす。 英語体験セミナーで、英語を通してより魅力的なさまざまな体験する場を提供する。また、小・中学校に広がる外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざす。英語支援・助言を行う。</p>
---	--

平成30年度 事務事業評価シート 3 「豊かな人間性」を培う義務教育の推進

<p>総合計画の位置づけ</p>	<p>基本戦略 基本目標 基本施策</p>	<p>1 人が輝くまちづくり戦略 1 まちの将来を担う人材を育てます 1-1 生きる力を培う学校教育の推進 ③「豊かな人間性」を培う義務教育の推進</p>	<p>担当部・課 関係部・課</p>	<p>教育部 学校教育課</p>
<p>施策展開の方向</p>	<p>○ 児童・生徒一人ひとりの進路を保障し、望ましい勤労観・職業観を育てるため、地域の仕事に学ぶ「体験活動」を実施するなど、キャリア教育の視点での学校教育活動を充実し、人間としてのあり方、生き方につながる指導を行います。 ○ 人権尊重の精神と規範意識を育み、子どもが豊かな人間関係をつくれるよう、日々の生徒指導の徹底を図るとともに、道徳教育を進めます。</p>			
<p>教育大綱の取組事項</p>	<p>2 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます</p> <p>② あらゆる教育活動を通じて、豊かな人間性や社会性を育む道徳教育と人権に対する正しい理解や感覚を向上させる人権教育を推進します。</p> <p>③ 児童・生徒の体力向上のための取組みを充実させるとともに、学校と家庭が連携しての児童・生徒の基本的生活習慣の定着に努めます。</p>			
<p>教育指導方針</p>	<p>2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のほぐくみ</p> <p>〈1〉心の教育の充実 〈2〉人権尊重の教育の推進</p> <p>(22) 児童・生徒の豊かな人間性をほぐくむために、「道徳の時間」をかなめとし、各教科、「総合的な学習の時間」、特別活動、生徒指導などとの関連を図りながら、計画的、発展的に道徳教育を実施し、充実を図ること。 また、教職員と児童・生徒及び児童・生徒相互の人間関係を深めるとともに、「道徳の時間」の授業公開や地域の人々の参画などによって、家庭や地域社会との連携を図りながら、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮すること。</p> <p>(24) これまでの同和教育の経験や成果を生かし、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決に向けて校内組織体制を整備して人権教育を推進するとともに、生徒指導等において支援を要する幼児・児童・生徒に対して人権尊重の視点に立って、関係機関や専門家とも連携し、組織的な指導に努めること。あわせて、とくに教職経験年数の少ない教職員に人権教育の経験や成果を継承できるよう研修に努めること。また、幼少期から生命の尊さに気付かせ、お互いを大切にすることをめざす人権基礎教育に取り組みすること。</p>			

2	子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	(4)生徒指導の充実
	(36) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実に努め、小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。	
2	子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	(5)進路指導の充実
	(41) 児童・生徒一人ひとりの進路を保障し、望ましい勤労観・職業観を育てるため、キャリア教育の視点での学校教育活動を改善するとともに、人間としての在り方、生き方につながる進路指導の充実に努める。	
	(42) ボランティア活動や、職場体験等の体験活動を重視し、実体験を通して、自己理解を深化させ職業生活、社会生活の有様や職業・勤労の意義や役割について自分なりの考え方や見方を育てていくこと。	

事業名	決算額 (円)	本年度計画の 内容	実施状況、 成果
職場体験学習の役場施設等 受入れ	—	中学校が実施する職場体験学習における、役場各施設等への中学生受入れにより、生徒たちが様々な職場で仕事を体験することで、勤労に対する思いや態度について理解を深める。	中学校2年生を2日間、民間企業及び図書館、保育所、幼稚園等で受け入れていただいた。各施設等での受入れにより、中学生が社会のルールやマナーを学び、勤労に対する理解を深めることができた。
生徒指導サポーター配置事業	1,680,000	教職員との連携のもと、生徒指導上の様々な課題の未然防止、早期発見・早期解決を支援するために、生徒指導サポーターを中学校に配置する。	警察官OBを選任し、登校時のあいさつ活動や課題のある生徒への声かけをすることにより、子どもたちの話し相手としてのストレスの解消を図っている。また、専門性を活かした教員への助言により事業の早期解決につながった。
忠岡町立小・中学校人権・道徳研修の開催	—	町立小・中学校教員を対象に、人権教育や道徳の時間の充実を図り教員の専門性を高めるため、町教委指導主事が講師となり研修を開催する。	各小・中学校初任者が参加し、人権教育の課題を再認識し、読み物教材を活用した道徳の時間の進め方について取組んだ。
外国人女子語学指導補助員	1,760,000	町立小・中学校に在籍する外国人児童・生徒の日本語指導補助並びに母語指導を行う。また、学校生活や日常生活における不安や悩みを相談により精神の安定を図る。	日本語指導が必要な児童・生徒に対し、日本語指導補助及び母語指導を、日本語指導担当教員と連携し行った。対人関係や社会生活のストレスを緩和し不安の解消が図られた。また、学校と連携した保護者への支援も大きな成果が見られた。
合計	3,440,000		
		詳細	B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

平成23年度より生徒指導サポーター一配置事業を実施

今後の方向性・改善の具体的内容

生徒指導サポーター配置事業を継続することで、生徒へのきめ細やかな支援や教員への助言により事業の早期解決につなげる。
全小・中学校において、児童・生徒の自尊感情を高めるため道徳教育の推進を図るとともに、いじめ等の防止のため人権教育の充実を図る。

平成30年度 事務事業評価シート 4 健やかな心と体づくりの推進

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	担当部・課	教育部 学校教育課
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	教育部	教育部 教育みらい課
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進 (4) 健やかな心と体づくりの推進	関係部・課	
施策展開の方向	<p>○ 校医と各学校が今後も一層連携し、学校保健に関する取り組みを進めるとともに情報の共有を図ります。</p> <p>○ 子どもの健康の保持・増進を図るため、生活習慣の指導に努めるとともに、体づくりや体育活動の充実を図ります。</p> <p>○ 子どもが心にゆとりを持ち、楽しい学校生活を送れるよう、スクールカウンセラー、スクールサポーター等との連携を強化します。</p> <p>○ 規則正しい食生活の必要性や、食生活が子どもの成長に及ぼす影響について、家庭の理解を深めるための啓発活動を行います。また、栄養バランスのとれた学校給食等を通じて、望ましい食習慣の形成に努めます。</p>			

教育大綱の取組事項	2 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます
	④ 児童・生徒の栄養補完や子育て支援を図るため、安心・安全な給食を提供します。また、学校給食を通して食に関する指導を充実します。
教育指導方針	4 家庭や地域の教育力向上を支援します
	① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
教育指導方針	1 学力向上への取組み
	<p>〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実</p> <p>〈6〉学校教育の活性化を図り、多様な体験活動とおして「生きる力」をはぐくむために、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、地域の教育力を有効に生かすこと。</p>

2	子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	〈4〉生徒指導の充実
	(36) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。	
3	学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり	〈2〉健康教育の充実と体力づくりの推進
	(56) 各学校において、家庭と十分連携して、調和のとれた食事、適切な運動、十分な休養や睡眠といった「健康3原則」を徹底し、児童・生徒が自ら生活習慣の改善を図ることができるようにすること。	
	(57) 食に関する指導に当たっては、「食に関する指導の手引」を参考に、推進する組織を明確にするなど、各学校で食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育全体を通して実施すること。その際、学校・家庭・地域が連携した取り組みを推進するとともに、全教職員が連携・協力し、望ましい食習慣の形成に結びつく実践的な態度の育成に努めること。	

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
小学校スクールカウンセラー 配置事業	1,759,000	不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の課題解決に向けて、町立各小学校にスクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童及びその保護者への支援を図る。	小学校にスクールカウンセラーを年間50回配置した。相談件数は、のべ448件となった。子ども・保護者からの相談だけでなく、教員からの事例相談により子どもへの早期対応ができた。
思岡町学校支援社会人等指導者派遣事業	350,000	町立学校園において、専門知識を有する外部指導者を活用することにより、子どもたちの興味・関心・意欲の向上を図る。	小学校：水泳指導補助、体育授業補助等 中学校：書写の講師、学力向上の支援
小学校学校給食業務委託	18,546,000	小学校の子どもにとって安全でおいしい学校給食を提供することにより、健やかな身体の成長と食に関する学習の推進を図る。	安全でおいしい給食を提供(年間185日)し、児童の心身の健全な発達や食生活の改善と食に関する学習の推進に寄与した。
中学校学校給食業務委託	16,524,000	中学校給食の実施により、生きた教材として「食育」教育を進めるとともに、学力や体力をはじめ中学生の成長の源となる「食」を充実させ、教育力の向上を図る。	栄養士と連携しながら、食に関する理解を深め、より一層の「食育」教育の充実を図ることができた(年間170日)。
合計	37,179,000		

B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

- ・忠岡小学校学校給食業務の民間委託を開始(平成元年年度)
- ・東忠岡小学校学校給食業務の民間委託を開始(平成5年度)
- ・平成23年度より小学校スクールカウンセラー配置事業を実施
- ・忠岡中学校学校給食業務の民間委託を開始(平成27年度9月より)

今後の方向性・改善の具体的な内容

- ・児童や保護者からの相談に早期から応じることで、児童や保護者の不安感を取り除くことができた。
- ・学校給食における食の安全を確保し、安全・安心な学校給食の提供に努める。食に関する教育の充実とともに、学校における教育活動全体を通じて心身の健全な育成に努める。
- ・中学校においては、引き続き町費で栄養士を雇用し、「食育」教育の充実を図る。

平成30年度 事務事業評価シート 5 特別支援教育の推進

総合計画の位置づけ	1 人が輝くまちづくり戦略 1 まちの将来を担う人材を育てます 1-1 生きる力を培う学校教育の推進 (5)特別支援教育の推進	担当部 課 関係部 課	教育部 学校教育課
基本戦略			
基本目標			
基本施策			
施策展開の方向	<p>○ すべての障がいのある児童・生徒の人權を尊重し、一人ひとりの教育的ニーズに応じ、きめ細やかな指導に努めます。また、障がいのある児童・生徒に対する正しい理解と認識を深め、ともに学び、ともに生きる好ましい人間関係の育成に努めます。</p> <p>○ 教職員の研修を行うとともに、コーディネーターや学習支援員の配置、巡回相談員の活用など、多様な障がいに対応できる教育環境の整備を進めます。</p>		

教育大綱の取組事項	<p>2 保護者や地域に信頼される学校づくりに努めます</p> <p>① 基礎的・基本的な学力の定着を図るとともに、自ら学ぶ姿勢や意欲を育てる学習指導を推進します。</p>
教育指導方針	<p>2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ (3)障がいのある子ども一人ひとりの自立の支援</p> <p>(28) 障がいのある児童・生徒等一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、校内委員会の適切な運営等、各学校園等における総合的な支援体制の整備・充実をより一層図ること。「障がい」を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）」を踏まえ、合理的配慮について適切に対応すること。</p> <p>(31)各学校園において、障がいのあるすべての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導や、乳幼児期から学校卒業後までを見通した一貫した支援が組織的、計画的に行われるよう、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を作成し、活用すること。作成・活用に際しては、本人や保護者の参画のもと、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に向け、校内で共有を図るとともに、校種間はもとより福祉・医療・労働等の関係機関との連携を図ること。</p> <p>(32)支援教育コーディネーターをはじめ、幼稚園・小学校・中学校の支援学級担当者等を中心に各学校園が連携し、相互に研鑽を深めながら、より充実した支援教育の実施に努めること。</p>

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
支援学級介助員	7,595,000	支援学級を設置している小・中学校に、障がいの状況により介助が必要な児童・生徒が在籍することから、支援学級に対して介助員を配置している。	支援学級の設置及び在籍児童・生徒の状況に応じて介助員を配置した。支援学級担任と連携し学校生活や学習活動に対する適切な介助により、個に応じた指導の充実が図られた。
忠岡町リーディングチーム会議	—	町立各小・中学校の支援教育コーディネーター等及び担当指導主事で構成する。町立学校園・保育所に在籍する支援の必要な子どもについてもついで、情報を共有・連携し継続的な支援を行う。	年2回、会議を開催した。大阪府立支援学校との連携により、町内保育所(園)、幼稚園、小・中学校に在籍する支援が必要な子どもに対するケース会議等により、適切で多面的な支援ができた。巡回相談を町立幼稚園・保育所に行い、スムーズな小学校への接続をめざした。
合計	7,595,000	—	—
評価			
B(概ね計画どおり進捗している)			
過去の主な実績			
障がいのある児童・生徒の在籍する支援学級に介助員を配置し、支援学級担任と連携し子どもの状態に応じた支援を実施している。			
今後の方向性・改善の具体的内容			
支援教育の充実を図るため府が実施する研修等を積極的に活用し、教員の専門性を高める。福祉部局とも連携し、保護者に寄り添い丁寧な就学相談を行い、幼稚園、小・中学校への入園、入学時の不安の解消を図る。			

平成30年度 事務事業評価シート 6 学校教育環境の充実

総合計画の位置づけ 基本戦略 基本目標 基本施策 施策展開の方向	1 人が輝くまちづくり戦略 1 まちの将来を担う人材を育てます 1-1 生きる力を培う学校教育の推進 (6) 学校教育環境の充実	担当部・課 関係部・課	教育部 教育みらい課 教育部 学校教育課
○ 保護者等からの様々な課題に対する相談について、相談者に丁寧な相談活動を展開するとともに、関係部局及び関係機関との連携を深め、迅速な対応につなげます。 ○ 校舎の耐震化については、耐震診断結果に基づき、計画的に工事を実施します。			
教育大綱の取組事項	—————		
教育指導方針	2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ	(5) 進路指導・キャリア教育の充実	(38) 進路指導に当たっては、生徒が自らの生き方を考え、将来に対する目的意識を持ち、自らの意志と責任で進路を選択決定する能力・態度を身につけることができるよう、指導・援助すること。また、指導は中学校卒業時の進路決定のためのものにとどまらず、小学校段階から児童・生徒の発達段階に応じたキャリア教育を系統的に展開すること。 (43) 生徒が家庭事情や経済的理由による進学を断念することなく、自らの能力や適正等にあった進路を主体的に選択できるよう、教職員自らが奨学金制度等の理解に努め、進路指導の充実を図ること

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
相談窓口の設置	—	地域住民や保護者の学校教育に関する様々な質問や相談内容に的確かつ迅速に対応するため、教育総務課・学校教育課が連携を密にし相談活動にあたる。	就学に関する相談については、事案に応じて教育総務課、学校教育課が連携し、きめ細やかな相談活動を行った。学校生活に関する相談については、丁寧に聴き取りを行い、関係学校に対して指導・助言を行うことで、迅速かつ的確に対応した。
町立小中学校施設整備事業	5,295,000	学校の安全性向上や教育環境の充実を推進するため、より学校の現状を把握して、適切な施設環境を提供する。	中学校体育館扉取替え、雨漏り修繕 忠小給食室消毒保管機修理、本館便所壁タイル張替え 東小図書室照明器具取替、体育館配管漏水修繕
合計	5,295,000		—
		評価	B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績
<p>[耐震化工事実施状況]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・忠岡小学校 : H25年度完了 ・東忠岡小学校 : H26年度完了 ・忠岡中学校 : H25年度完了 <p>(H29年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校屋内運動場非構造部材耐震工事
<p>(H27年度実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・忠岡中学校給食実施 ・忠岡小学校空調等整備工事 ・忠岡小学校空調等整備工事 ・東忠岡小学校空調等整備工事

今後の方向性・改善の具体的内容
<p>相談窓口の設置は今後も継続して実施し、一人ひとりの実情に応じた対応をするよう努める。 今後も児童・生徒の安全に配慮し、学校施設に求められる機能・性能を確保することとで、学習環境の向上を図る。</p>

平成30年度 事務事業評価シート 7 家庭や地域の教育力の活用

基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	担当部・課	教育部 生涯学習課
基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	関係部・課	教育部 学校教育課(スクールガードリーダー、社会人指導者)
基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進		
総合計画の位置づけ	(7) 家庭や地域の教育力の活用		
施策展開の方向	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の住民が子育てに関心を持ち、子どもを尻守り、育てる環境づくりのための啓発活動に努めます。 ○ 優れた知識・技能と社会経験を持つ地域人材を、学校教育現場に積極的に登用します。 ○ 地域と学校の関係を密にし、地域の中で小中学生が活動できる場を設定します。また、学校施設を地域住民に開放するなど、開かれた学校づくりを進めます。 ○ 忠岡すこやかネットワーク活動を基点にして、教育や子育てに関する課題を学校、家庭、地域の団体・グループ等が共有し、課題解決に向けた取り組みを進めます。 ○ 家庭におけるしつけや教育について重要性を改めて保護者などに認識してもらおうとともに、子どものしつけや教育について、不安や悩みなどを解決するため、家庭教育や子育てに関わる学習機会を設けたり、情報の提供を行います。 		

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します		
	① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。		
	② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。		
教育指導方針	1 学力向上への取組み		〈1〉各学校における特色づくり及び学習内容の充実
	(6) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動とおして「生きる力」をはぐくむために、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、地域の教育力を有効に生かすこと。		

事業名	決算額(円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
忠岡町地域ぐるみみの学校安全体制整備推進事業(スクールガード・リーダー)	486,000	警察官・OB等を地域学校安全指導員として委嘱し、子どもたちの安全見守り隊等のボランティアを支援するなど地域社会全体で学校安全に取り組む体制づくりに取り組む。	警察OBが、毎週月、火、木、金曜日に、両小学校校区の登下校時巡回を実施した。 平成30年度は、年間157日、512時間実施。

忠岡町学校支援社会人等指導者派遣事業(再掲)	350,000	町立学校園において、専門知識を有する外部指導者を活用することにより、子どもの興味・関心・意欲の向上を図る。	小学校水泳計4回、小学校における学習補助等123回、中学校における放課後学習支援51回を実施。
放課後子ども教室(キッズクラブ)	204,000	府の「教育コミュニティづくり推進事業」を活用し、本町の児童館において地域住民の参画を得ながら、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)づくり事業を実施する。(定員50名) 地域社会の中で、子どもが心身共に豊かに育まれる環境づくりの推進を目的とし、長期休暇期間中等の特別プログラムを5回以上実施する。	毎週木曜日と金曜日の放課後に、勉強やスポーツ、茶道、手編み等の文化活動、ピブリオパトルの開催、また、地域住民との交流等を実施した。 小学生の登録者数: 60名 実施日数: 89日、参加人数: 延べ 4,637人
学校施設貸出事業	170,000	町立学校の体育館や運動場を各種団体に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、開かれた学校づくりを推進する。 毎週土曜日を校庭の一般開放とし、年間50日間開放する。	毎週土曜日を校庭の一般開放とし、日曜日はこども会・スポーツ少年団体に提供している。また、体育館は夜間スポーツ団体に開放し、スポーツの振興に努めている。
総合的教育力活性化事業	300,000	忠岡中学校区地域教育協議会(忠岡すこやかネット)に委託し、地域の学校と住民が協働しながら、地域の大人が協力・連携して中学生に関わり共に活動することにより、相互の交流を深め健全育成を図る。	「あいさつ運動」実行委員会、広報委員会、学校支援委員会、地域支援委員会、すこやかクラブ委員会の5つの委員会に分かれて活動を行った。その中で、いじめ防止標語の募集や、毎月8のつく日のあいさつ運動等を実施した。
親学習の実施	144,000	親としてのあり方を学習するとともに、子育てを支援する人間関係づくりの場を提供する(年間12回)。目標参加延人数 70名	のびのびサロンと子育て親サロンを実施し、子育てに対する悩みなどを参加者で共有し、親としてのあり方を学習することに寄与した。開催回数11回 延べ参加人数51人
合計	1,654,000	—	—
		評 価	B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績	放課後子ども教室(キッズクラブ) 平成27年度: 実施日数95日、参加人数: 延べ4,655人 平成28年度: 実施日数102日、参加人数: 延べ5,003人 平成29年度: 実績日数92日、参加人数: 延べ4,681人
---------	---

今後の方向性・改善の具体的内容	親学習の場を通じて自身でも親学習を実施できるようになり、ダーを養成し、親学習の活動を広げる取り組みを行っていく。
-----------------	--

平成30年度 事務事業評価シート 8 子どもや若者の総合的な育成支援施策の推進

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	担当部 課
	基本施策	1-2 子どもや若者の健全育成の推進 (1) 子どもや若者の総合的な育成支援施策の推進	関係部 課
	施策展開の方向	○ 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するための施策や、地域ニーズに対応できる関係機関によるネットワークづくりを進めていきます。	

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します
教育指導方針	② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。
	2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ (36) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
忠岡町青少年問題協議会	40,000	青少年の育成に関する総合的な対策の樹立に向けた審議と、次の事業実施に向けた構成団体相互の連絡調整を行い、青少年の健全育成に取り組む。 ・未成年者に対する酒・タバコの販売禁止による非行防止の協力の要請 ・祭礼・盆踊り等のパトロール活動 ・青少年非行防止活動	協議会を開催し盆踊りや祭礼に向けた取り組み等についての協議を行った。 また、構成団体において、町内店舗に対する未成年者への酒タバコの販売禁止の依頼や、地域安全センターを拠点とした非行防止パトロールを夜間実施した。
合計	40,000		
			B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

盆踊りや祭礼に向け、町内店舗に対し未成年者への酒タバコの販売禁止の周知を行った。

今後の方向性・改善の具体的内容

複雑多様化する社会環境により青少年の意識と行動にも様々な影響を及ぼしているため、今後も引き続き青少年問題協議会を中心に青少年の健全育成に取り組んでいく。

平成30年度 事務事業評価シート 9 健全育成活動の促進

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	担当部 課 教育部 生涯学習課
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	
	基本施策	1-2 子どもや若者の健全育成の推進	
施策展開の方向	(2)健全育成活動の促進		関係部 課
	<p>○ 各種青少年育成団体の活動支援を行うとともに、資質向上のための支援体制を整備します。</p> <p>○ 住民や企業の協力を得て、有害環境の排除の取り組みを強化するとともに、青少年育成団体や警察等の関係機関との連携による街頭啓発や指導などにより、青少年の非行化防止に努めます。</p> <p>○ いじめや不登校問題、非行など、青少年に関する相談体制の充実にも努めます。</p>		

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します
教育指導方針	<p>② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。</p> <p>2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ</p> <p>(4)生徒指導の充実</p> <p>(36) 問題行動や少年非行の未然防止及び早期発見、早期解決を図るため、全教職員が一致協力した生徒指導体制の確立に努めること。さらにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教育相談機能の充実を図るとともに小・中学校間をはじめ、子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関を含めたケース会議を実施するなど連携を図り、多面的、総合的に取り組むこと。</p>

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
忠岡町青少年指導員の委嘱 と同協議会への支援	861,000	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年を取り巻く社会環境健全化活動の推進に資するため、青少年指導員の委嘱を行う。 ・また、青少年指導員が一丸となってパトロールを行い、各地区の状況(青少年のたまり場・たむろしやすい場所等)の実態を把握し、青少年を有害な環境から守るまちづくりを推進する同協議会の取組みに補助金を交付する。 ・中学校コンピニ二等周辺の夜間のパトロールを5回以上実施 ・各種団体・町行事への活動支援 ・非行防止街頭啓発 ・指導員の資質向上を図るための各種研修会への参加 ・泉北4市1町研修会の参加 	<p>中学校やコンピニ二周辺の夜間パトロールを(第4金曜日)定例会終了後に実施した。</p> <p>盆踊り大会、祭礼(忠岡だんじり祭)時に、町内パトロールを実施した。</p> <p>非行防止強調月間に合わせて街頭啓発を実施した。(7月2日)</p> <p>泉北ブロッック研修会として、命と夢のコンサートを忠岡町ふれあいホールで実施し、127名の参加があった。</p>
忠岡町子ども会育成者協議会 補助金	203,000	<p>各地区の子ども会活動のさらなる活性化に向けた援助、指導を行うとともに、相互に交流を図り親睦を深めるため行事を行い、ジュニアリーダーを育成することとおし、子ども達の健全育成を図る同協議会の活動に対し助成する。今年度は、泉北オセロ大会の幹事であるため、前年度に引き続き好成績を残せるよう支援していく。</p> <p>子どもの会員数を300名以上確保できるよう取り組んでいく。</p>	<p>春・秋の球技大会、こどもカーニバル、オセロ大会、を通じて、子ども会の向上と振興を図り、子どもの健全な育成と福祉増進に寄与した。また、泉北オセロ大会では東小6年男子が2位となるなど好成績を残した。</p>
忠岡町少年団育成者連絡協議会 補助金	181,000	<p>町民と行政機関が協調し、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに社会への貢献を果たすよう、青少年の健全な育成、及び少年を取り巻く環境整備を進めている同協議会の活動に対し助成する。各行事の参加人数の目標を、新団員歓迎ボウリング大会、冬期野外活動を各20名とする。</p>	<p>協議会において、町内在住の少年団員に対して新団員歓迎ボウリング大会17名参加、金剛登山22名参加などの活動を行い、少年の健全育成に寄与した。</p> <p>また、地区の少年団に対しても活動援助、指導を行った。</p>
各種社会教育団体補助金	533,000	<p>青少年の健全育成に貢献する各種社会教育団体(青年団体協議会、婦人団体協議会、少年指導員連絡会)の活動に対し助成する。</p>	<p>青年団体協議会(120千円)、婦人団体協議会(388千円)、少年指導員連絡会(25千円)に対し助成を行った。</p>
合計	1,778,000		

評価	B(概ね計画どおり進捗している)
----	------------------

過去の主な実績	
<ul style="list-style-type: none"> 子ども会員数 H29 686名 少年団育成者連絡協議会:新団員歓迎ボウリング大会 H29 11名 夏季野外活動 H29 10名 冬季野外活動 H29 15名 	

今後の方向性・改善の具体的内容	
<p>子どもや青少年の健全育成のため、引き続き各種団体への助成と支援、協力を行う。</p>	

平成30年度 事務事業評価シート 10 自主的活動への支援

総合計画の位置づけ 施策展開の方向	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	
	基本施策	1-2 子どもや若者の健全育成の推進	関係部・課
		(3) 自主的活動への支援	

○ スポーツや自然体験活動、地域ボランティア活動などの自主的な活動を通して、青少年の健全育成の取り組みを進めるとともに、青少年が自ら考え、自らが行動することができる機会を提供していきます。

○ 学校や公共施設などを活用し、放課後や休日における青少年の居場所や活動場所を確保し、自主的な活動や仲間づくりを支援します。また、青少年活動の指導者の養成を図ります。

○ 青少年も地域社会の一員であることを再認識し、地域行事等への積極的な参加を促進するとともに、青少年の新しい感性や個性をまちづくりに活かして活躍できる場や機会づくりを進めます。

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します
	① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。
教育指導方針	1 学力向上への取組み
	(6) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をとおして「生きる力」をはぐむために、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、地域の教育力を有効に生かすこと。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
学校支援地域本部事業	432,000	学校のニーズに合わせた、地域ボランティアやコーデイネータの派遣について、コーデイネートを実施する。 ・中学校図書館コーデイネータの派遣を実施する。	中学校図書館にコーデイネーター1名を派遣したことにより、中学生が読書に親しむ機会の充実に寄与した。
忠岡町少年団育成者連絡協議会補助金(再掲)	181,000	町民と行政機関が協議し、次代を担う青少年が夢と希望を持って自立と自己実現を図るとともに社会への貢献を果たすよう、青少年の健全な育成、及び少年を取り巻く環境整備を進めている同協議会の活動に対し助成する。	協議会において、町内在住の少年団員に対して新団員歓迎イベントリング大会17名参加、金剛登山22名参加などの活動を行い少年の健全育成に寄与した。また、地区の少年団に対しても活動援助、支援を行った。

留守家庭児童学級	14,424,000	<p>下校後保護者が家庭に不在の児童を対象に、家庭機能の補充を兼ねた児童の健全な育成を図るため、両小学校において留守家庭児童学級を運営する。</p>	<p>留守家庭児童学級を運営し、留守家庭や働く女性を支援し、社会授業や防災訓練を通じて児童の創造力の育成に寄与した。忠岡小学校延べ在籍人数 40人、世帯数 37世帯 東忠岡小学校延べ在籍人数 82人、72世帯</p>
放課後子ども教室(キッズクラブ)(再掲)	204,000	<p>府の「教育コミュニティづくり推進事業」を活用し、本町の児童館において地域住民の参画を得ながら、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)づくり事業を実施する。 地域社会の中で、子どもが心身に豊かに育まれる環境づくりの推進を目的とする。</p>	<p>毎週木曜日と金曜日の放課後に、勉強やスポーツ、茶道、手編み等の文化活動、また、地域住民との交流等を実施した。 小学生の登録者数: 60名 実施日数: 89日、延べ参加人数: 4,637人</p>
合計	15,241,000	—	—

評価	B(概ね計画どおり進捗している)
----	------------------

<p>過去の主な実績</p> <p>H29留守家庭児童学級:延べ登録世帯数 忠小 38世帯、東忠小 84世帯 少年団育成者連絡協議会:新団員歓迎ボウリング大会 H29 11名 夏季野外活動 H29 10名 冬季野外活動 H29 15名</p>

<p>今後の方向性・改善の具体的内容</p> <p>計画を引き続き実施し、放課後や休日の子ども・若者の居場所づくりに寄与する。 放課後子ども教室と留守家庭児童学級の連携を図る。</p>
--

平成30年度 事務事業評価シート 11 生涯学習推進体制の整備

総合計画の位置づけ	基本戦略 生涯学習推進体制の整備	1 人が輝くまちづくり戦略 1 まちの将来を担う人材を育てます 1-3 生涯学習の推進 (1)生涯学習推進体制の整備	担当部・課 教育部 生涯学習課
施策展開の方向	○ ライフステージに応じた学習機会の創出や、多様化する住民ニーズに応える生涯学習推進体制の整備を図ります。 ○ 生涯学習推進の拠点施設である文化会館において、学習情報の提供、指導者の養成、学習プログラムの作成等を行います。 ○ 住民の自主的な生涯学習への取り組みを活発化させるため、生涯学習に関する様々な活動団体・グループなどに対する支援に努めます。		

教育大綱の取組事項	5 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります		
教育指導方針	① 住民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組みめるよう、学習機会や情報の提供を図ります。		

事業名	決算額(円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
忠岡町文化協会補助金	877,000	本町との共催により忠岡町文化祭や町民音楽祭を開催するなど、本町の文化振興について中心的役割を果たしている同協会に対し、補助金を交付する。	文化協会主催により、現地講座・文化祭作品展・ふれあいフェスティバル及び町民音楽祭を開催し、本町の文化振興の一助となった。
忠岡町文化会館講座の企画	1,398,000	文化会館において、住民の多様な生涯学習ニーズとライフスタイルに対応した、生涯学習プログラムの作成を行う。 ・公民館講座 連続講座1講座(延べ44回)、単発講座22講座(延べ42回) ・働く婦人の家講座 連続講座1講座(延べ12回)、単発講座22講座(延べ40回) また、体験講座を設けるなど、新規受講者の増加に向けた検討を行う。	住民の多様なニーズに応えるため、単発の講座において土日、平日夕方に実施するとともに、若い母親も参加しやすいよう未就学児の託児所も開設した。 ・公民館講座：連続講座延べ24回、参加者数延べ101人 ・単発講座延べ35回、参加者数延べ457人 ・働く婦人の家講座：連続講座延べ12回、参加者数延べ110人 ・単発講座延べ36回、参加者数延べ648人

忠岡町文化会館所屬クラブ活動の振興	文化会館の各種講座の修了生による、自主的なクラブ活動への支援を行う。 目標開催数2回、参加者数12人	クラブ活動に対して優先的な部屋の使用などの支援を継続し行った。
合計	2,275,000	—

評価	B(概ね計画どおり進捗している)
----	------------------

過去の主な実績	<p>文化会館講座(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座:連続講座延べ44回、参加者数延べ172人、単発講座延べ42回、参加者数延べ700人 ・働く婦人の家講座:連続講座延べ12回、参加者数延べ109人、単発講座延べ37回、参加者数延べ660人
---------	---

今後の方向性・改善の具体的な内容	<p>公民館は壮年世代の参加が多数を占めているが、もう少し若い世代が参加しやすい講座の開催のため、土日開催の講座や夕方又は夜間の講座を開催し、預かり保育サービスなどを実施することにより、勤労者や育児中の方が受講しやすいような取り組みを行っていく。</p>
------------------	---

平成30年度 事務事業評価シート 12 生涯学習によるまちづくりの推進

総合計画の位置づけ	基本戦略 基本目標 基本施策	1 人が輝くまちづくり戦略 1 まちの将来を担う人材を育てます 1-3 生涯学習の推進 (2)生涯学習によるまちづくりの推進	担当部・課 健康福祉部 保険課 関係部・課	教育部 生涯学習課
施策展開の方向	<p>○ 生涯学習の成果をまちづくりに生かすことにより、地域の活性化につながるよう、まちづくりをテーマにした学習機会・プログラムの提供や、文化会館を拠点とした住民活動団体相互の交流促進など、まちづくりの担い手となる人材の養成を図ります。</p> <p>○ 家庭教育、地球環境問題、健康・福祉、ボランティア養成など、今後、町の課題となる問題に関する学習機会の充実を図ります。</p>			

教育大綱の取組事項	5 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります
教育指導方針	① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
ふれあいフェスティバルの開催	—	忠岡町文化協会との連携により、日ごろ文化会館講座や所属クラブにおいて自主活動を行っている団体の発表と交流促進を目的とするふれあいフェスティバルを開催する。・目標入場者数230人	文化会館で活動する団体の発表と、団体間の交流を目的として、文化祭の期間中にふれあいフェスティバルを開催した。 入場者数311人 発表団体13団体
町の課題に係る学習機会の提供	46,000	忠岡町文化会館講座において、町の課題に係る学習機会を提供する。目標開催数10講座 参加人数延べ170人 ・循環型社会の実現に向けたごみ減量とリサイクル等について ・高齢者の健康維持・増進と、いきがいのある生活を目指した「健康の集い」等	中高年齢対象の「悠々倶楽部」や「健康のつどい」を開催し、健康の維持・増進、いきがいのある生活を送るための講座を開催した。 開催回数8回 参加人数250人
合計	46,000	—	—
評価			B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

ふれあいフェスティバル(平成29年度)
-発表:12団体 入場者数218人

今後の方向性 改善の具体的内容

ふれあいフェスティバル発表団体の拡大の取組や中高年齢対象の「悠々倶楽部」
「健康のつどい」の講座を今後も継続していく。

平成30年度 事務事業評価シート 13 生涯学習機会・場の充実

総合計画の位置づけ	基本戦略 基本目標 基本施策	1 人が輝くまちづくり戦略 1 まちの将来を担う人材を育てます 1-3 生涯学習の推進 (3)生涯学習機会・場の充実	担当部・課 関係部・課	教育部 生涯学習課
施策展開の方向	<p>○ 幼児から高齢者に至る誰もが主体的に生涯学習が展開できるよう、児童館、文化会館などにおける各種講座や教室などを充実するとともに、シビックセンター、地区集会所などの積極的な活用を検討します。</p> <p>○ 生涯学習に関する職員の相談能力の向上や相談窓口の拡充を図ります。また、情報通信技術を活用した講座や研修、専門的な学習施設や教室などに関する情報提供に努めます。</p>			

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します			
教育指導方針	<p>① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。</p> <p>1 学力向上への取組み <1>各学校における特色づくり及び学習内容の充実</p> <p>(6) 学校教育の活性化を図り、多様な体験活動をととして「生きる力」をばぐむくために、優れた知識・技能と社会経験を持つ学校外の地域人材等を積極的に活用し、地域の教育力を有効に生かすこと。</p>			

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
児童教室	2,292	毎週水曜日～金曜日までの放課後と土曜日に、本町の児童館において各種講座を1日に1回以上実施し、子どもたちの情操教育に努める。 目標参加延人数 3,150人	児童館において、各教室を実施し、子どもたちの知識の向上と豊かな心身の発達に寄与した。教室数7、延べ利用人数3,057人
放課後子ども教室(キッズクラブ)(再掲)	204	府の「教育コミュニティづくり推進事業」を活用し、本町の児童館において地域住民の参画を得ながら、安全・安心な子どもたちの活動拠点(居場所)づくり事業を実施する。(定員50名) 地域社会の中で、子どもが心身共に豊かに育まれる環境づくりの推進を目的とし、長期休暇期間中等の特別プログラムを年5回以上実施する。	毎週木曜日と金曜日の放課後に、勉強やスポーツ、茶道、手編み等の文化活動、また、地域住民との交流等を実施した。 小学生の登録者数:60名 実施日数:89日、延べ参加人数:4,637人

児童教室発表会、児童館フェスティバルの開催	児童教室及び放課後子ども教室に在籍する子どもたちが、日ごろの活動の成果を発表する発表会及びフェスティバルを年1回開催する。	30	3月25日に児童館フェスティバルを開催し、児童教室及び放課後子ども教室在籍の子どもたちが活動により練習した成果を発表し、達成感を感じ、地域の人々と交流を図ることができた。
忠岡町文化会館講座の開催	住民の多様な生涯学習ニーズとライフスタイルに対応した、生涯学習が求められており、生涯学習の成果を町づくりの発展に生かしていきけるよう、各種講座を開催する。また、講座を通して町民の健康増進と仲間づくりにも寄与する。 ・公民館講座 連続講座1回(延べ44回)、単発講座22回(延べ42回) ・働く婦人の家講座 連続講座1回(延べ12回)、単発講座22回(延べ40回) また、体験講座を設けるなど、新規受講者の増加に向けた検討を行う。	1,398	住民の多様なニーズに応えるため、単発の講座において土日、平日夕方方に実施するとともに、若い母親も参加しやすいよう未就学児の託児所も開設した。 ・公民館講座：連続講座延べ24回、参加者数延べ101人 ・単発講座延べ35回、参加者数延べ457人 ・働く婦人の家講座：連続講座延べ12回、参加者数延べ110人 ・単発講座延べ36回、参加者数延べ648人
合計	—	3,924	—
		評価	B(概ね計画どおり進捗している)

<p>過去の主な実績</p> <p>H29 公民館講座 連続講座：延べ44回 172人 単発講座：延べ42回 700人 H29 働く婦人の家講座 連続講座：延べ12回 109人 単発講座：延べ37回 660人</p>	<p>今後の方向性・改善の具体的内容</p> <p>住民の多様なニーズに対応した講座の開催、男女共同参画社会実現に向けて、男女が互いに自分らしく輝くために、また、より良い人間関係を築き上げるため、豊かな家庭生活を送って頂くために、健康に関する知識教養を高める事業展開を行っていく。</p>
---	--

平成30年度 事務事業評価シート 14 生涯スポーツの振興

総合計画の位置づけ 基本戦略 基本目標 基本施策 施策展開の方向	1 人が輝くまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
	1 まちの将来を担う人材を育てます	担当部 課
	1-4 生涯スポーツの推進	関係部 課
	(1)生涯スポーツの振興	

○ 住民の多様なスポーツ・レクリエーションニーズに対応するため、ニーズの的確な把握に努め、子どもから高齢者までに対応したプログラムの開発やスポーツ教室の充実などに努めます。
 ○ スポーツに関心がない人にも、体を動かす機会を提供するため、年齢、性別、体力に関係なく気軽に楽しめるニュースポーツやレクリエーション等の普及を促進します。
 ○ スポーツ推進委員など指導者の育成と資質の向上、相互交流に努めるとともに、指導者派遣体制の強化を図ります。
 ○ スポーツ少年団や自主的なスポーツ団体の育成を図ります。
 ○ 町民体育大会、町マラソン大会、子ども会球技大会などのスポーツイベントの内容の充実を図ります。

教育大綱の取組事項	5 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります
教育指導方針	② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

事業名	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
忠岡町スポーツ推進委員への支援	教育機関等の行うスポーツ行事等の開催・運営の支援や、レクリエーション活動を開催する同協議会に対し補助金を交付する。また、今年度は泉北ブロック幹事のため研修会を開催することから、さらなる協力と連携を図る。 470,000円 また、高齢化している委員の負担を軽減するため、若年者の委員確保の取組みを行う。	教育機関等の行うスポーツ行事等の開催・運営の支援やレクリエーション活動を開催することができた。 若年者の確保については、2名加入の予定となっており、今後若年者確保の取組を行っていく。

ニュースポーツの普及促進	誰もが気軽にスポーツを楽しむことができるよう、スポーツ推進委員協議会の主催でチャレンジ・ザ・スポーツを開催する。 参加目標人数を70名とする。		町内を家族で歩くチャレンジ・ザ・ウォークを実施した。(185名参加)
忠岡町スポーツ推進委員の資質向上	スポーツ推進委員の資質向上を図るため、各種研修会への参加に際し費用弁償を行う。目標参加人数 各5名	27,000	大阪・泉北・近畿の規模で開催されるスポーツ推進委員研修会へ参加支援を行い、委員の資質向上に寄与した。 参加人数:大阪府3名、泉北ブロック12名、近畿ブロック3名
各種スポーツ振興団体への支援	本町のスポーツ振興の中心的役割を果たしている忠岡町体育協会及び忠岡町スポーツ少年団指導者協議会に対し、その育成を図るため補助金を交付する。	1,193,000	忠岡町体育協会(1,093千円)、忠岡町スポーツ少年団(100千円)に対し助成を行った。 また、スポーツ振興団体への補助を通じて本町のスポーツ振興と健康づくりに寄与した。
忠岡町民体育大会、ただおかマラソン大会・ゲートボール等の開催	町民の各層のスポーツを振興して、その普及及び競技力の向上を図り、併せて町民の健康を増進し、明朗な町民性を養うため本町主催による各大会の充実を図る。ただおかマラソン大会参加人数を5%増とする。	1,850,000	第41回ただおかマラソン大会を開催し、町民の各層のスポーツ振興・競技力の向上及び健康を増進することができた。 (308名参加) 忠岡町民ゲートボール大会については、9月9日に予定していたが、台風21号の影響により中止となった。
KIX泉州国際マラソン大会実行委員会への参画	関空の開港を機に地元9市4町の活性化、国際化を目指したKIX泉州国際マラソン大会を開催するため、同実行委員会に参画する。		実行委員会に参画し、KIX泉州国際マラソンを開催することにより、地元の活性化・国際化に寄与した。(5,155名参加)
ウォーキングイベントの開催	ウォーキングを通して町民の健康増進を図るとともに町内にある文化財や文化遺産に関する関心や知識を深め、町民のみならず幅広く参加者を募ることで町の魅力を発信していく。	139,000	ただおかウォーク2018を実施し、町内外の参加者に町の魅力を発信し、更なる関心を引き起こすことに寄与した。(178名参加)
合計		3,679,000	

評価 日(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績	チャレンジ・ザ・ウォーク 29年度:195名参加 チャレンジ・ザ・スポーツ 29年度:約60名参加 忠岡町民体育大会 29年度:約1,800名参加 ただおかマラソン大会 29年度:429名参加 KIX泉州国際マラソン大会 29年度:5,224名参加 ゲートボール大会 29年度:17チーム参加 ただおかウォーク 29年度:231名参加
今後の方向性・改善の具体的な内容	各種スポーツ振興団体への支援の継続とイベントの充実を図り、スポーツを通じて町民が楽しみや喜びを共有することで、仲間作りや地域コミュニティを活性化させ、心身ともに健康で充実した生活が送れるよう今後ともスポーツの普及推進に取り組んでいく。

平成30年度 事務事業評価シート 15 生涯スポーツ施設の充実

総合計画の位置づけ	基本戦略 1 人が輝くまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
	基本目標 1 まちの将来を担う人材を育てます	担当部 課
	基本施策 1-4 生涯スポーツの推進	関係部 課
	(2)生涯スポーツ施設の充実	
施策展開の方向	○ 誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができるよう、スポーツ施設などの適切な維持・管理に努めるとともに、学校体育施設の開放を進め、身近なスポーツ活動拠点の確保を図ります。	

教育大綱の取組事項	5 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります
教育指導方針	② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
社会体育施設の維持管理・貸出事業	3,907,000	誰もが気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことができよう、町民運動場やテニスコート等の社会体育施設の適切な維持管理と貸し出しを行う。	町民運動場、町民第二運動場、河川敷公園、新浜緑地、新浜テニスコート、町民いこいの広場、こどもの広場等の貸出を行った。
学校施設貸出事業(再掲)	44,000	町立学校の体育館や運動場を地域住民に開放し、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、開かれた学校づくりを推進する。	体育館や校庭について、平日夜間や土日に、社会教育団体等への貸出しを行った。また、校庭については、土曜日午前中に一般開放を行った。
忠岡町スポーツセンターの維持管理・運営事業	209,349,000	町民がスポーツに親しみ健康増進を図れるよう、経費削減に努めつつ、スポーツセンターの適切な維持・管理を行うとともに、平成31年度からの指定管理者制度導入に向けて、最適な指定管理者を選定を行い、必要な耐震化等整備工事を実施する。	9月まではセントラルスポーツに運営委託をし、町民がスポーツに親しみ健康増進を図ることができた。延べ利用者数18,840人 平成31年度からの指定管理者制度導入に向けて、10月から3月まで適切に耐震化工事を実施した。
合計	213,300,000		

評価 B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

忠岡町スポーツセンター利用者数

27年度:31,480人

28年度:30,024人

29年度:32,909人

今後の方向性・改善の具体的内容

引き続きスポーツ施設の維持管理に努め、各施設が十分に活用されるように調整していく。

平成30年度 事務事業評価シート 16 文化・芸術活動の充実

総合計画の位置づけ	基本戦略	人が輝くまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	担当部・課
	基本施策	1-5 地域文化の継承 (1)文化・芸術活動の充実	関係部・課
	施策展開の方向	<p>○ 文化会館を拠点として、住民が多種多様な文化・芸術を楽しめる機会の拡充を図ります。</p> <p>○ 地域における文化創造の担い手である住民の自主的で多様な活動を振興するため、住民が日常生活の中で文化活動に取り組みめる機会や場の充実に努めるとともに、文化・芸術活動の指導者の発掘・研修などに努めます。</p> <p>○ 町民文化の向上をめざす団体、個人を育成支援するとともに、ネットワーク化を図ります。</p>	

教育大綱の取組事項	5 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります
教育指導方針	<p>① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組みめるよう、学習機会や情報の提供を図ります。</p> <p>② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。</p>

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
町民文化祭	—	<p>忠岡町文化協会と連携し、町民が日ごろの文化活動の成果を発表する町民文化祭を開催する。</p> <p>文化・芸術に対する住民の興味や関心を高め、自主的・主体的に文化活動に取り組んでいく事を目標とする。</p> <p>一般作品目標展出展数: 90点</p>	<p>水彩画・油彩画・書・俳画・手芸等様々な部門から出展があった。また、菊花展、お茶会、生花展等を開催することにより、住民文化活動への取組の手助けとなった。一般作品展出展数: 96点</p>

町民音楽祭	忠岡町文化協会と連携し、町民音楽祭を開催する。優れたプロの音楽家を招き、住民自ら音楽活動するグループとともに発表を行う。多くの住民が、音楽に親しむ事により町の魅力と文化向上につながる事を目標とする。目標参加人数：150人	忠岡町内で活動する音楽関係団体の出演と、ハーモニカ演奏者をゲストに迎え開催した。当日は200人の来場者があり音楽の魅力や楽しさを伝えることができた。
合計	—	
評 価		
B(概ね計画どおり進捗している)		

過去の主な実績

文化協会主催により、児童作品展及び一般作品展を開催し、多くの作品の出品を得ている。(29年度 児童作品展 411人 一般作品展 402人 一般作品展 84点) 忠岡町ふれあいホールで開催している町民音楽祭も25回目を迎えた。(29年度 来場者数 140人)

今後の方向性・改善の具体的内容

作品展出品者の拡大及び音楽祭参加団体の拡大への取り組みを行う。

基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます	担当部・課
基本施策	1-5 地域文化の継承	関係部・課
総合計画の位置づけ	(2)地域の歴史・文化の活用と継承	
施策展開の方向	<p>○ 地域の歴史的資源の再発見に努め、その活用などにより、町の魅力を高めていくため、町内の文化財や伝統行事・風習などの調査・研究を進めます。</p> <p>○ 地域の歴史・文化的資源を体系的に把握し、魅力ある文化情報として、住民だけでなく町外へも発信していきます。</p> <p>○ 住民に親しまれているだんじり祭りについては、地域コミュニティの活性化の視点からも、参加者の拡大を図るなど、地域の伝統文化としての継承活動の支援に努めます。</p> <p>○ 住民が身近な歴史的遺産や文化財などに興味や愛着をもち、地域文化に関心を深めることができるよう、町の文化財や伝統行事などを広く普及啓発していきます。特に、若い世代に対しては、学校教育と連携して、地域文化の伝承に努めます。</p>	

教育大綱の取組事項	5 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります
教育指導方針	<p>① 町民一人ひとりが、生涯にわたって自らの興味や関心に基づき、さまざまな学習活動に取り組めるよう、学習機会や情報の提供を図ります。</p>

事業名	予算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
天然記念物管理補助金	80,000	永福寺の管理する「ひやくしん」は、大阪府の天然記念物に指定され、更に、大阪みどりの百選にも選定されている。 本町の歴史的・文化的遺産として未永く維持し、その魅力を町内外に幅広く発信できるよう、助成を行う。	「ひやくしん」の管理について助成することにより、本町の歴史的遺産の維持と、魅力の発信に寄与することができた。
公益財団法人正木美術館への補助金	300,000	地域住民の身近な場所で、高い芸術・文化に親しむ機会を提供し、本町の芸術・文化の拠点として機能している正木美術館に対し、その活動を支援するため、補助金を交付する。	正木美術館に補助金を交付することにより、その活動を支援し、町民がより親しみを持って芸術・文化に触れる機会を提供することに寄与した。延べ入館者数1,729人
合計	380,000		
			B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

正木美術館延べ入館者数 H27 2,783人
H28 2,123人
H29 1,786人

今後の方向性・改善の具体的な内容

引き続き、文化遺産の保存支援を行うとともに、その魅力を町内外へ発信していく。

平成30年度 事務事業評価シート 18 子どもの権利擁護の推進

基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	健康福祉部 健康こども課
基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります	町長公室 人権広報課
基本施策	2-2 子育て支援の充実	教育部 学校教育課
総合計画の位置づけ	(2) 子どもの権利擁護の推進	
施策展開の方向	<p>○ 子どもを保護の対象としてのみ捉えるのではなく、権利の主体としてその人権が尊重されるように、子どもの人権に関する教育・啓発活動を進めます。</p> <p>○ 児童虐待を防止するため、「要保護児童対策地域協議会」を中心に、地域住民や地域団体、関係機関等との連携を強化し、子育て家庭に対する見守りや相談等の支援を充実していきます。</p>	

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します	
教育指導方針	<p>② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。</p> <p>2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ <2> 人権尊重の教育の推進</p> <p>(25) 児童虐待の防止に当っては、教職員一人ひとりが平素から学校の教育活動や家庭訪問を通して、幼児、児童、生徒や家族への関わりを深め、早期発見に努めること。虐待を発見した場合やその疑いがある場合には、子ども家庭センターまたは忠岡町要保護児童対策地域協議会へ速やかに通告し、連携をとりながら対応すること。その際、学校として組織的に対応するとともに継続的な連携を図ること。</p> <p>(26) 差別事象等の人権侵害が生じた場合には、教育委員会とすみやかに連携を図り、機を逸することなく学校として組織的に対応すること。その際、差別等を受けた幼児・児童・児童・生徒の人権を擁護することを基本とし、あわせて、関係した幼児・児童・児童・生徒の背景や要因をはじめ事実関係を的確に把握・分析し、明らかとなった教育課題の解決には最大の努力を払うこと。また、校長を中心とした人権侵害を許さない学校体制づくりにも努めること。</p>	

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
要保護児童対策地域協議会 事業	50,000	児童虐待防止のため関係機関と連携し、虐待されている(疑いを 含む)児童の早期発見及び安全の確保や家族の支援を検討し、 児童が安心して生活できるように支援すると共に関係機関等を対象 に研修会を開催する。	
DV被害者支援コーディネーター(DV相談専門員)配置事 業	2,669,000	DV被害者コーディネーター(DV相談専門員)を配置し、緊急時へ の対応や関係機関との連絡調整についてもスムーズに行う。	
合計	2,719,000	—	—
			B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

平成29年度は要保護児童対策地域協議会研修会を2回実施した。
 テーマ:平成28年度児童福祉法等改正法の概要等について
 対象者:要保護児童対策地域協議会代表者(参加人数:22名)
 テーマ:児童虐待に起因する傷の見方について
 対象者:幼稚園教諭、保育所(園)保育士(参加人数:78名)
 DV被害者コーディネーター(DV相談専門員)を1名配置

今後の方向性・改善の具体的な内容

基本戦略 基本目標 基本施策 総合計画の位置づけ 施策展開の方向	1 人が輝くまちづくり戦略 2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります 2-2 子育て支援の充実 (3)地域における子育て支援の推進	担当部・課 関係部・課	教育部 教育みらい課 健康福祉部 健康こども課 町長公室 自治政策課
	○ 保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま地域で孤立することのないように、身近な地域での相談や専門的な相談まで、関係機関や地域団体等の連携を強化し、子育て関連の相談体制の充実に努めます。		
	○ 母親クラブや幼児教育学級・家庭教育学級など、保護者の学習機会や仲間づくりの機会の充実と積極的な参加を促進するとともに、放課後児童クラブ(キッズクラブ)や児童館の充実に努めます。		

教育大綱の取組事項	1 就学前教育の充実に努めます ② 子育て支援の充実をめざし、幼・保の一元化を推進します。 4 家庭や地域の教育力向上を支援します ① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やしつけ、豊かな情操を培うため、豊かな教育力向上を支援します。
	1 学力向上への取組み <3>幼児教育の充実 (17)幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもへの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
地域子育て支援センター事業	8,364,000	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安についての相談指導、子育てサークルの支援の実施により地域の子育て家庭に対する育児を支援する。	子育て支援センター一週6日実施 育児相談(面接83件・電話28件) 子育てサークル等育成支援(実施なし) わんぱく教室(遊び教室)(136回開催 延べ2,003人参加)
幼保一体化の推進(再掲)	—	平成28年度に策定した「忠岡町幼保一体化推進基本計画」に沿って幼保一体化を推進していく。東忠岡地区のこども園建設に向けても計画等に取り組んでいく。	平成30年8月に「東忠岡地区における認定こども園整備基本方針」を策定し、平成31年3月に「(仮称)東忠岡地区認定こども園整備基本計画」を策定した。
園庭開放事業	—	子どもが安心して遊ぶことのできる場所と地域の親子同士の交流の場を提供するため保育所(園)・幼稚園の園庭を開放し、保護者の子育てに対する不安を軽減し、地域での孤立を防ぐ。	保育所: 年12回開催 延べ33人参加。 幼稚園: 年10回開催 延べ64人参加。
子育て教室(子どもの遊び場・ママの遊び場・学びの場)		子どもの健全な発達、保護者の不安の軽減を目的として、運動、食事、しつけ、遊びなど子育てに関わる知識や情報の学習と親子での体験。	左記事業を保健センターにて実施。参加延組数262組。
すこやか赤ちゃん訪問事業		育児不安の軽減、虐待予防等を目的として、町内全ての生後2か月児の乳児及び保護者を対象として家庭訪問を実施。早期の関わりが必要な場合は、新生児期に訪問。	左記事業を助産師(非常勤)、保健師にて実施。新生児訪問68件、すこやか赤ちゃん訪問91件。
ベビマクラブ		生後早期からの母と子の愛着形成、育児不安の軽減を目的としてベビーマッサージを取り入れた教室を開催(2~4か月児対象)。母親からの相談にも随時対応する。平成29年度からは5~11か月の児を対象とした教室を開催し、乳児期後半に生じる母子の課題にも対応できるようにする。	左記事業を保健センターにて実施。 2~4か月児対象: 年間12コース(1コース・2回)参加延人数135組。 5~11か月児対象: 年間12回(月1回)参加延人数159組。
マタニティクラブ		安全、安心なお産のために妊婦とその家族を対象として、歯の健康を含めた妊娠期の健康管理、沐浴実習などの産後の育児学習、調理実習などの栄養学習、仲間づくり、運動指導(マタニティヨガ等)を実施する。	左記事業を保健センターにて年13回実施。 参加延人数45人。

<p>特定不妊治療助成制度</p>	<p>不妊治療にかかる経済的負担の軽減を図るため、1回50,000円を上限度として、大阪府の特定不妊治療支援事業の承認を受けた夫婦に対して、治療費の一部を助成する。25,26年度においては年1回の助成としていたが、27年度より制度の拡充を図り、大阪府の特定不妊治療支援事業と同回数助成を行う。</p>	<p>忠岡町特定不妊治療助成額 15件 750,000円（うち、2回目以降 6件 300,000円）</p>
<p>利用者支援事業(母子健康包括支援センター)</p>	<p>育児不安の軽減や虐待予防等について妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を行うために助産師を新たに配置し、助産師と保健師の相談、支援体制を強化する。</p>	<p>助産師を週2日配置し、妊娠期から出産後の相談支援体制を強化。切れ目のない支援を行えるように保健センター事業についても見直しを行った。</p>
<p>子ども(乳幼児等)医療費助成事業</p>	<p>子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与するとともに児童福祉の増進を図る。平成25年度より、入院に係る医療費の助成の対象年齢を中学校卒業の年度末までに拡大する。平成26年10月診療より通院にかかる医療費の助成の対象年齢を小学校第3学年修了の年度末までに拡充し、平成27年度には小学校卒業の年度末までに、さらに助成年齢を引上げ拡充を行う。 平成30年度より、通院に係る医療費の助成の対象年齢を中学校卒業の年度末までに拡大する。</p>	<p>45,000,000</p>
<p>児童手当支給事業</p>	<p>次世代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため児童手当を支給する。</p>	<p>293,400,000</p>
<p>防犯、防災対策事業</p>	<p>保育所において避難訓練計画を作成し月1回避難訓練を実施する。防犯対策については、安全要員を配置すると共に防犯カメラの設置を検討し児童の安全を図る。防災対策については、通常の避難訓練のほか津波を想定した避難訓練を行う。</p>	<p>・月1回避難訓練実施 ・津波を想定した避難訓練実施(忠岡保育所、忠岡幼稚園、チューリップ保育園) ・防犯カメラの設置 ・安全要員1名づつ配置(忠岡保育所、東忠岡保育所)</p>
<p>合計</p>	<p>346,764,000</p>	<p>—</p>
<p>評価</p>		<p>B(概ね計画どおり進捗している)</p>

過去の主な実績

- ・子育て教室
「お母さんの勉強室」から20年以上継続しており、長年にわたって育児について正しい情報を伝え、親同士がながる場となっている。26年度から事業の見直しを行い、親子のふれ合い、運動を中心とした内容としている。
- 実績：ちくちくサロン・子ども遊び場 参加延人数229人、新生児訪問7件、すこやか赤ちゃん訪問101件、ベビマクラブ延104組、マタニティクラブ延71人参加。
- ・特定不妊治療費助成制度：25年度より実施。25年度12件、26年度7件、27年度17件。
- ・子育て支援センター 週6日実施 育児相談(面接126件・電話35件)・子育てサークル等育成支援(実施なし)・わんぱく教室(遊び教室)(128回開催 延1,792人参加)
- ・園庭開放事業 [保育所]年12回開催 参加延べ人数56人。
[幼稚園]年9回開催 参加延べ人数89人。
- ・乳幼児医療助成事業 対象者数1,605人(H30.3.31) 助成件数19,997件 助成額35,967,365円。
- ・児童手当支給事業 児童手当 受給対象児童数延26,642人 支給額293,240,000円。
- ・防犯・防災対策事業(防犯カメラ設置)志岡保育所4か所設置、東忠岡保育所4か所設置。
- ・安全要員1名づつ配置(志岡保育所、東忠岡保育所)

今後の方向性・改善の具体的内容

子育て支援センター事業について、周知方法を再検討し、より多くの子育て世帯等に利用してもらえよう改善を図っていく。

また、幼稚園児と保育園児の交流を年間を通じて行うとともに、幼稚園教諭と保育士の人事交流も併せて行っていく。

平成31年4月に公私連携幼保連携型認定こども園ピープル忠岡チャイルドスクールが開園したが、引き続き保護者、法人、忠岡町の三者で三者協議会を設置し、移管後の安定的な運営を図るために、取り組みを継続していく。

今後は、平成33年4月の開園に向け、東忠岡地区においてもこども園化を進めていく。

保健センターで教室や訪問事業を行うことによって、保護者の育児不安の軽減や虐待予防の効果は得られており、今年度においては母子保健事業の見直しを行うことでより切れ目のない支援への対応を検討、来年度への方向性を見出すことが出来た。来年度以降については、見直した内容を実施していく。

平成30年度 事務事業評価シート 20 保育サービス充実の充実

総合計画の位置づけ	基本戦略	人が輝くまちづくり戦略	教育部 教育みらい課
	基本目標	人にやさしい健康福祉の地域をつくります	
	基本施策	2-2 子育て支援の充実	担当部・課 関係部・課
	施策展開の方向	(4)保育サービスの充実 ○ 多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所と協力し、延長保育、障がい児保育、一時預かりなどの実施を推進します。また、医療機関との連携を図り、病児・病後児保育の実施に向けて、検討していきます。 ○ 保育内容の充実を図るため、研修などにより職員の資質向上に取り組みます。 ○ 年度途中に生じている待機児童の解消に向けた取り組みを検討していきます。	

教育大綱の取組事項	1 就学前教育の充実に努めます
	① 就学前の子どもたちの健やかな育成のための質の高い教育、保育に努めます。
教育指導方針	1 学力向上への取組み (17) 幼児期は、人間形成の基礎が培われる重要な時期であり、幼児期から児童期、青年期へと続く子どもの発達を見通し、子どもの豊かな心や生きる力の基礎を培うため、基本的な人権の尊重を基盤として、地域の実態や幼児の成長発達に即した教育を推進すること。 2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ (29) 各学校園では、全般的な協力的体制のもと、発達障がいのある幼児・児童・生徒に対する正しい理解を深めるとともに、適切な指導及び必要な支援が効果的に行われるよう、教育活動を展開すること。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
民間保育所運営補助事業	13,026,000	保育内容の充実と円滑な運営を図るとともに多様な保育ニーズに対応するため、民間保育所へ延長保育促進事業・地域活動事業・障がい児保育事業・その他町単独事業の事業費補助を行う。	運営費補助金:12,963,282円
延長保育促進事業	—	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に応えるため、開所時間を超えた保育を行う。	延長保育 -公立:18時半～19時半 実人数78人 -私立:18時～19時 実人数100人
待機児童解消事業	—	年度当初の待機児童解消からさらに年度途中においての待機児童解消を検討する。	4月1日:待機児童10人 10月1日:待機児童9人
保育の質の向上のための研修事業	373,000	保育士の専門性向上と資質向上を図るため研修等を実施する。	研修会28回:参加延べ人数162人 園内研修2回:6月・1月
合計	13,399,000	—	—
		評価	B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績
延長保育事業:3か所実施(公立18:30～19:30・民間18:00～19:00) 障がい児受入:3か所実施 待機児童解消:平成29年度4月1日 4人・10月1日 8人

今後の方向性・改善の具体的内容
保育士不足に起因して、年度当初から待機児童が発生していたが、平成31年4月当初においては、公私連携幼児連携型認定こども園が開園したことなどに伴い、待機児童の解消が出来る見込みである。

平成30年度 事務事業評価シート 21 援助が必要な家庭への支援の充実

総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略	担当部・課	健康福祉部 健康こども課
	基本目標	2 人にやさしい健康福祉の地域をつくります	関係部・課	教育部 生涯学習課(留守家庭児童学級)
	基本施策	2-2 子育て支援の充実 (5)援助が必要な家庭への支援の充実		教育部 教育みらい課
施策展開の方向	○ ひとり親家庭、外国人家庭、心身に障がいのある子を養育する家庭などについては、相談支援や情報提供、経済的支援など、特に必要と認められるサービスの提供に努めます。			

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します		
教育指導方針	2 子どもたちの規律・規範の確立と豊かな心のはぐくみ (37) すべての児童・生徒が元気に登校できるように、子どもや家庭についての理解を深め、実態に合わせた適切な支援を行うこと。そのため、各ボランティア等を含めた機動的で組織的な幼・小・中連携を積極的に進めつつ、各学校での校内支援体制を充実させること。	〈4〉生徒指導の充実	② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
ひとり親家庭に対する経済的支援、情報提供		ひとり親家庭の生活の安定と向上を図るため、児童扶養手当、医療費の公費負担などの各種制度を活用しながら経済的な自立、安定に向けた相談や情報提供を行う。	児童扶養手当受給者:202人
ひとり親家庭医療費助成事業	12,200,000	ひとり親家庭に対し医療費の一部を助成することによって生活の安定を支援する。	対象者数:親(181人)子(287人)(H30.3.31) 助成額:4,616件

子育て短期支援事業の推進	227,000	保護者が疾病等により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった家庭に対し、ショートステイ及びトワイライトステイ事業によりその家庭の支援を行う。	ショートステイ利用: 0人
留守家庭児童学級(再掲)	—	下校後保護者が家庭に不在の児童を対象に、家庭機能の補充を兼ねた児童の健全な育成を図るため、両小学校の空き教室を利用して、留守家庭児童学級を運営する。	毎週木曜日と金曜日の放課後に、勉強やスポーツ、茶道、手編み等の文化活動、また、地域住民との交流等を実施した。 小学生の登録者数: 65名 実施日数: 92日、参加人数: 延べ 4,681人
合計	12,427,000		
	—	計 価	B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

児童扶養手当: 平成28年度受給者230人
 特別児童扶養手当: 平成28年度受給者38人
 ひとり親家庭医療費助成: 平成28年度対象者数 親(178人)、子(284人)(H29.3.31時点)・助成件数4,440件・助成金額10,958,567円
 ショートステイ事業の利用: 平成28年度3人・21日間

今後の方向性 改善の具体的内容

ひとり親家庭等に対し、相談窓口において、各種制度の案内や情報提供を行い生活の安定を図り支援していく。

平成30年度 事務事業評価シート 22 子ども達を犯罪から守る取り組みの推進

総合計画の位置づけ	基本戦略 基本目標 基本施策	2 安全・安心なまちづくり戦略 5 安全・安心な明るい暮らしを確保します 5-2 防犯・交通安全対策の推進 (2) 子ども達を犯罪から守る取り組みの推進	担当部・課 関係部・課	教育部 生涯学習課
施策展開の方向	子どもたちを犯罪から守るため、防犯委員会、警察、関係団体・学校・地域と協力し、校門・通学路等での見守り活動や青色防犯パトロールなどを一層充実させ、地域の犯罪抑止機能を高めていきます。			

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します
教育指導方針	② 関係の諸機関、諸団体と連携して地域とともに子どもたちの健やかな成長に努めます。 3 学校・家庭・地域の連携と安全で安心な学校づくり (46) 子どもたちの命が脅かされる事象が生起していることを踏まえ、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じ、学校園内外における幼児・児童・児童・生徒の安全確保及び学校園の安全管理に努めること。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
忠岡町子ども安全見守り隊 (忠岡町SSP)の設置・運営	—	子どもが安全に登下校できる環境づくりのため、学習現場と連携し地域社会全体で取り組むことを目的として忠岡町SSPを設置・運営する。 ボランティアを新たに3名以上確保することを目標とする。	毎週火・金曜日の小学校下校時に、子ども安全見守り隊に町内の自転車パトロールを行うってもらうことにより、子どもが安全に安心して下校できる環境を整え、地域の防犯意識を高めることができた。 また、留守家庭児童の校外プログラムや防災訓練時に、その移動の見守り活動を行うことにより子どもたちの安全に寄与した。隊員数14人
青色回転灯防犯パトロールの実施	1,442,000	登下校時の通学路等での安全確保を図るため、青色防犯パトロールを実施する。	小学校の登下校時に青色回転灯防犯パトロールを実施することにより、地域の犯罪抑制と防犯意識を高めることができた。
合計	1,442,000	—	—

評価	B(概ね計画どおり進捗している)
----	------------------

過去の主な実績	子ども安全見守り隊 14人(H29)
---------	--------------------

今後の方向性・改善の具体的内容	<p>引き続き、登下校時のパトロールを実施し、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を図る。</p> <p>子ども安全見守り隊については、特に忠岡小学校区においてボランティアを募集し、隊員の増員を目指す。</p>
-----------------	--

平成30年度 事務事業評価シート 23 公益活動の促進

総合計画の位置づけ	自立と協働のまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
基本戦略	9 住民参画を促す環境づくりを進めます	住民部 生活環境課(清掃)
基本目標	9-2 住民が主体となったまちづくり活動の促進	
基本施策	(2)公益活動の促進	
施策展開の方向	○ ボランティアやNPOなどの育成講座を開催し、公益活動を担う人材の育成に努めます。 ○ 協働という視点から施策の実践方策を見直し、住民による公益活動と役場との協働による事業を拡充し、ボランティアやNPOなどの育成講座終了者が活動できる機会と場の提供に努めます。	

教育大綱の取組事項	4 家庭や地域の教育力向上を支援します
教育指導方針	① 子どもたちの生活習慣と学習習慣の定着やつけ、豊かな情操を培うため、家庭の教育力向上を支援します。

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
放課後子ども教室(キッズクラブ)ボランティアの活用	260,000	放課後子ども教室において、豊富な経験や知識を持つボランティア指導員を28名以上確保し、子どもたちへの指導を行う。	各プログラムにおいて、経験豊富なボランティア指導員を確保し、子どもたちへの指導を行い知識や技術の習得に寄与した。
清掃ボランティアによる清掃活動の実施(再掲)	—	個人、団体、事業者等に清掃ボランティアの登録をしてもらい、ボランティア用ごみ袋を渡し道路等の清掃をしていただく。	清掃ボランティアによる道路、公園等の清掃をしてもらった。ごみ袋2,850枚配布。
合計	260,000	—	—
			評価
			B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績

- ・放課後子ども教室ボランティアの募集(平成21年度～)登録者28名(H29)
- ・清掃ボランティアによる道路、公園等の清掃(ごみ袋3,270枚配布)
- ・清掃ボランティア登録が37人(個人)、25団体(H28年度末時点)

今後の方向性・改善の具体的内容

ボランティアが活躍できる幅広いジャンルやバリエーションに富んだ場の確保に努める。
また、清掃ボランティアの募集と美化意識・マナー向上の啓発を進める。

平成30年度 事務事業評価シート 24 活動を担う人材の育成

総合計画の位置づけ	4 自立と協働のまちづくり戦略	教育部 生涯学習課
基本戦略	9 住民参画を促す環境づくりを進めます	担当部・課
基本目標	9-2 住民が主体となつたまちづくり活動の促進	関係部・課
基本施策	(3)活動を担う人材の育成	
施策展開の方向	コミュニティ活動や公益活動の中心的役割を担うリーダーを発掘・育成するための方策を検討していきます。	

教育大綱の取組事項	5 生涯学習、生涯スポーツ等の充実を図ります
教育指導方針	② 多くの町民がスポーツ・レクリエーション活動に積極的に参加できるように努めます。
	—
	—

事業名	決算額 (円)	本年度計画の内容・目標	実施状況・成果
青年団による成人式の運営	150,000	青年の自発的な公益活動を促進するため、忠岡町青年団体協議会の企画・運営による成人式を実施する。	対象者202名のうち、参加者171名で成人式を実施した。
合計	150,000	—	—
		評価	B(概ね計画どおり進捗している)

過去の主な実績	今後の方向性・改善の具体的な内容
新成人 H29対象者 196人	引き続き、青年団体協議会による企画・運営を継続していく。

2 重点課題事務事業評価シートについて

中期的な視点にたち、政策課題を明確にして戦略的に取り組むことができるよう、忠岡町が重点的に取り組むべき「主な重点課題」を設定し、各年度における具体的事業を策定します。

「主な重点課題」については、向こう3年間程度を視野に入れ策定するとともに、毎年度、社会情勢の変化や住民ニーズの変化、行財政状況を踏まえた見直し・修正を行います。

重点課題事務事業評価シート一覧表

点 検・評価一覧表		
項 目	達成度	課 名
生きる力を培う学校教育の推進		
1 幼保一体化推進事業	B	教育みらい課
2 学ぶ楽しさを育む推進事業	B	学校教育課
3 小学校スクールカウンセラー配置事業	B	学校教育課

平成30年度重点課題事務事業評価シート様式記入要領

- ① 「事業名」欄
 - ・重点課題として進めている個別の事業名を記載。
- ② 「総合計画の位置づけ」欄
 - ・総合計画上、どの項目に位置づくかを記載。
- ③ 「事業目的」欄
 - ・総合計画の記載内容にとどまらず、本事業に特化した事業目的を記載。
- ④ 「事業概要」欄
 - ・総合計画の記載内容にとどまらず、本事業に特化した事業概要を記載。
- ⑤ 「過去の主な実績」欄
 - ・過去の主な実績を記載。
- ⑥ 「実施計画」欄
 - ・向こう3年間に実施する事業内容・目標を具体的に記載。
 - ・数値目標を設定できるものは、できるだけ数値目標を記載。
 - ・本年度事業については、平成29年度決算額を記載。
- ⑦ 「実施状況・成果」欄
 - ・実施結果をできるだけ具体的、定量的に記載。
 - ・本事業を実施したことにより、どのような成果や効果があったかを記載。
- ⑧ 「評価」欄
 - ・本年度の実施結果を次の4段階で評価
 - A 計画以上に進捗している
 - B 概ね計画通り進捗している
 - C 計画を下回っており、見直しが必要
 - D 計画を大きく下回っており、抜本的な見直しが必要
- ⑨ 「今後の方針・改善の具体的内容」欄
 - ・今年度の評価結果を踏まえ、次年度の取組方針を記載。
 - ・評価でC、Dがいった場合や課題がある場合は、改善の具体的内容を必ず記載。

平成30年度 重点課題事務事業評価シート

事業名	1. 幼保一体化推進事業	
担当部・課	教育部 教育みらい課	
関係部・課		
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(1) 幼児教育の充実

事業目的	就学前の子どもに関する教育、保育等の一体的な取り組みと、子育て支援の充実を図るため、幼保の連携・一体化について取り組む。 平成31年4月からの幼保連携型認定こども園の開園に向け、幼保連携のさらなる充実に取り組む。
事業概要	平成27年3月に策定した「忠岡町子ども・子育て応援プラン2015」を基に、今後の忠岡町における子育て支援を充実するために様々な施策に取り組む。 平成28年8月「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」を策定し、その後、「基本方針」を更に具体的なものとするため、忠岡町子ども・子育て会議において議論をし、平成29年3月「忠岡町幼保一体化推進基本計画」を策定した。 今後は、基本計画に沿って着実に幼保一体化を推進していく。
過去の主な実績	平成25年10月から子ども・子育て会議を2回開催した。 平成25年11月から12月にかけて、町内在住の就学前の子どもがいるすべての世帯並びに町内在住の小学生のいるすべての世帯に対し、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施した。 平成26年4月から教育委員会教育部子育て支援課を新設し、幼稚園・保育所にかかる事務を同一課内で行い、幼保一体化に向けた方向性について検討を開始した。 26年度中に子ども・子育て会議を3回開催し、ニーズ調査の結果を反映させた忠岡町子ども・子育て応援プラン2015を策定した。 公立幼保の4施設について、耐震診断を実施した。 平成27年度に耐震診断の結果が確定したが、緊急に実施しなければならない程度ではなかったため、施設改修については実施していない。 子ども・子育て会議を1回開催。 平成28年度に子ども・子育て会議を4回開催。 「忠岡町就学前教育・保育に関する基本方針」を策定し、その後、会議で議論し、「忠岡町幼保一体化推進基本計画」を策定した。 平成29年度に子ども・子育て会議を1回開催。 「忠岡町公私連携幼保連携型認定こども園設置運営事業者選定委員会」を設置し、平成29年9月に移管先を決定。その後、平成30年3月に工事に着手した。

H30決算(円)

実施計画	30年度	国による法制化の動向や周辺自治体の情報収集を行うなど、引き続き幼保一体化の推進に向けて取り組んでいく。また、幼稚園児と保育園児の交流を年間を通じて行うとともに、幼稚園教諭と保育士との人事交流も併せて行う。 「忠岡町幼保一体化推進基本計画」に沿って幼保一体化を推進していく。 忠岡地区の認定こども園移行に向け、忠岡幼稚園・保育所の保護者、移管先法人、忠岡町の三者で三者協議会を設置し、移管に向け、取り組んでいく。
	31年度	ピープル忠岡チャイルドスクール開園。 東忠岡地区については、引き続き調査・研究を行う。
	32年度	東忠岡地区については、引き続き調査・研究を行う。

本年度実績	実施状況・成果	平成30年8月に「東忠岡地区における認定こども園整備基本方針」を策定し、平成31年3月には「(仮称)東忠岡地区認定こども園整備基本計画」を策定した。 忠岡地区においては、平成31年3月に「ピープル忠岡チャイルドスクール」の園舎部分が完成した。
	評価	B(概ね計画どおり進捗している)
今後の方針・改善の具体的内容		令和3年4月の開園に向け、東忠岡地区においてもこども園化を進めていく。

平成30年度 重点課題事務事業評価シート

事業名	2. 忠岡町英語教育推進事業	
担当部・課 関係部・課	教育部 学校教育課	
総合計画の 位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	(2) 「確かな学力」を培う義務教育の推進

事業目的	平成32年度の新学習指導要領実施にともない、小学校3年・4年生において週1時間の外国語活動が、小学校5年・6年生において週2時間の英語科が実施される。また、大学入試における英語のテストが「読む・聞く・書く・話す」の4技能において実施されることが検討されている。このような状況を鑑みて、町立幼稚園・保育所・小学校・中学校の子どもに、英語への興味・関心を高め、英語を学ぶ意欲向上及び国際理解推進につなげる事業を展開する。
事業概要	○英語体験セミナー ・町立幼稚園・保育所の5歳児対象に年間6回の体験セミナー実施 ・町立小学生1年生～4年生の希望者を対象としたイングリッシュレッスンの提供 ・町立中学生に忠岡町おもてなしガイドブックを活用した英語自学ワークシートの提供 ・町立中学生に忠岡町おもてなしガイドブックを活用したスプリングコンテストの実施 ○英語教育推進事業(小学校教員への指導・助言。中学校教員への助言)
過去の主な実績	平成29年度 ・町立幼稚園・保育所の5歳児対象の英語体験セミナー 年間6回実施 ・小1～小4のイングリッシュレッスン受講者 82名 ・英語検定受験者数 181名 補助を活用しての受験者数 156名 (忠岡中学生108名、忠岡中学生以外の町在住の中学生～大学生48名) 実費での受験者数 忠岡中学生 25名

H30決算(円)

実施計画	30年度	1,145,000	英語体験セミナー、英語教育推進事業、英語検定受験料補助事業の実施 英語判定テストにより町立中学生の英語力を測定 事業内容の検証
	31年度		英語体験セミナー、英語教育推進事業、英語検定受験料補助事業の実施 英語判定テストにより町立中学生の英語力を測定 事業内容の検証
	32年度		英語体験セミナー、英語教育推進事業、英語検定受験料補助事業の実施 英語判定テストにより町立中学生の英語力を測定 事業内容の検証

本年度実績	実施状況・成果	平成30年度、町立幼稚園・保育所の5歳児対象の英語体験セミナーを年間6回実施した。小1～小4のイングリッシュ・レッスン(11月下旬から3月の毎週土曜日実施)の参加者66名。イングリッシュ・レッスンの成果発表会に約170名参加。(児童も含む。3月実施)中学生対象に、忠岡町マイワークを作成し、全生徒に配布。外部講師による英語指導法セミナーを小学校各校3回実施。生徒の英語力把握のための判定テストを中1～中3対象に3学期実施。英語検定受験料補助を活用しての忠岡中学校受験者数115名、23名は私費で複数回受験。忠岡中学生以外の町在住の中学生～大学生等57名が補助を受け受験。
	評価	◎(概ね計画どおり進捗している)
今後の方針・改善の具体的内容		英語体験セミナーで、英語を通してより魅力的なさまざまな体験する場を提供する。また、小・中学校における外国語活動・英語教育をより推進するために、学校教育において系統立てた指導法の確立をめざすべき支援・助言を行っていく。また昨年度作成したマイワークを活用し、英語を活用する力を育成していく。

平成30年度 重点課題事務事業評価シート

事業名	3. 小学校スクールカウンセラー配置事業	
担当部・課	教育部 学校教育課	
関係部・課		
総合計画の位置づけ	基本戦略	1 人が輝くまちづくり戦略
	基本目標	1 まちの将来を担う人材を育てます
	基本施策	1-1 生きる力を培う学校教育の推進
	施策展開の方向	4 健やかな心と体づくりの推進事業

事業目的	小学校における不登校、暴力行為、いじめ、児童虐待等の課題解決に向けて、町立小学校に小学校スクールカウンセラーを配置し、問題を抱える児童及びその保護者への支援を図る。平成23年度から実施する。
事業概要	財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者で、小学校スクールカウンセラーとして職務を遂行するために必要な熱意、職見を有する者を採用する。 1校当たり1日につき6時間とし、年間25回程度配置し、児童、保護者、教職員等からの相談及びそれに対する助言を行う。 小学校スクールカウンセラーは、大阪府より中学校に配置されているスクールカウンセラーと連携を図る。
過去の主な実績	<ul style="list-style-type: none"> ○平成23年度、両小学校へスクールカウンセラーを年45日270時間派遣した。相談対象及び件数、児童のべ114件、保護者のべ63件、教員のべ40件、合計のべ218件。平均相談人数、1日あたり4.8人。 ○平成24年度、両小学校へスクールカウンセラーを年50日、300時間派遣した。相談対象及び件数、児童のべ82件、保護者のべ56件、教員のべ266件、合計のべ404件。平均相談人数、1日あたり8.0人。 ○平成25年度、両小学校へスクールカウンセラーを年50日、300時間派遣した。相談対象及び件数、児童のべ148件、保護者のべ77件、教員のべ202件、合計のべ427件。平均相談人数、1日あたり8.5人。 不登校児童及び当該家族も含めた見立てやケース会議により、当該児童への個別アプローチが可能となり、登校には至っていないが登校に意欲が見られるケースが見られる。 ○平成26年度、両小学校へスクールカウンセラーを年50日、300時間派遣した。相談対象及び件数：児童のべ60件、保護者のべ67件、教員のべ164件。計のべ291件。平均相談人数、1日あたり5.8人。 ○平成27年度、両小学校へスクールカウンセラーを年52日、305時間派遣した。相談対象及び件数：児童のべ128件、保護者のべ109件、教員のべ255件。計のべ492件。平均相談人数、1日あたり9.8人。 ○平成28年度、両小学校へスクールカウンセラーを年50日、300時間派遣した。相談対象及び件数：児童のべ132件、保護者のべ110件、教員のべ347件。計のべ589件。平均相談人数、1日あたり11.8人。 ○平成29年度、両小学校へスクールカウンセラーを年50日、300時間派遣。相談対象及び件数：児童のべ179件、保護者のべ71件、教員のべ433件。計のべ683件。平均相談人数、1日あたり13.7人。

H30決算(円)

実施計画	30年度	—	小学校スクールカウンセラーの採用
		1,759,000	活用事例をもとに事案対応等教員のスキルアップを図る
		—	不登校児童・生徒数の減少及び不登校児童・生徒・保護者の課題解決につながる内容の充実。
31年度			小学校スクールカウンセラーの採用
			活用事例をもとに事案対応等教員のスキルアップを図る
32年度			不登校児童・生徒数の減少及び不登校児童・生徒・保護者の課題解決につながる内容の充実。
			小学校スクールカウンセラーの採用
			活用事例をもとに事案対応等教員のスキルアップを図る

本年度実績	実施状況・成果	両小学校へスクールカウンセラーを年50日、300時間派遣。相談対象及び件数：児童のべ142件、保護者のべ80件、教員のべ226件。計のべ448件。平均相談人数、1日あたり8.96人。個に応じたアプローチができ、効果的な助言ができています。
	評価	日(概ね計画どおり進捗している)
今後の方針・改善の具体的な内容		小学校スクールカウンセラー連絡会を年3回開催し、情報を共有する。また、小・中学校生活指導連携会議にも可能な限り出席し、連携を図る。

3 評価委員の意見（外部評価）

教育委員会評価委員 山岡 利夫

教育委員会評価委員 吉美 学

平成 30 年度においても、町の利点であるコンパクトさを最大限に生かし、学校教育の推進、生涯学習の推進、子育て支援の充実と、現状と課題を幅広く見据えた取組を確実かつ誠実に継続しており、施策体系としては以下の点を軸として、よくまとまったものです。

－就学前から小学校低学年・中学年において、きめ細かい指導をめざしていること

－英語教育の充実を中心として、学力の定着を図っていること

－規律・規範の確立の視点をもって、豊かな心を育む取組の充実を図っていること

－家庭や地域の教育力向上、参画のために多角的な取組を推進していること

これらを軸として、忠岡町の教育に関わって、例えば、基礎・基本の高い定着率、不登校や暴力件数の減少など、多くの成果があがっています。今後さらに、内容や変容についての課題へのアプローチをどのようにしていくかということを含めて取り組んでいただきたい。そのことが達成度の一層の上昇につながるものと考えられます。

また、今後のさらなる教育充実に向けて、小規模であるがゆえにできる、きめ細やかな施策展開を推進されることを期待しています。引き続き、下記の点に留意し取り組んでいただきたい。

記

1 学校教育における町教育委員会の各種事業がどのように関連し、子どもの学力向上や心の教育の育成等に効果を上げているのか、中・長期的な計画における目標や一定の成果指標を定めたいえで効果検証を進めていく必要がある。学校教育における町教育委員会の各種事業に関しては、取組みの成果が表れているものについては、経年変化が分かるように報告書に記載することが望ましい。たとえば、英語教育に関わる英語検定 3 級の合格者数などがあげられる。また、事業項目によっては、普及啓発やまちづくりに資するという性格のものではなく、明らかに課題解決のためのものがあります。このような事業項目の成果については、実施したことや事業のねらいにとどまらず、課題解決の状況について、触れられるようにしていただきたい。不登校や暴力行為等の改善状況を明らかにすることで、忠岡町の施策への評価を高めていただきたい。

2 忠岡町教育基本方針における学力向上に関わる「町重点目標」「2. 自学自習を進めることにより、家庭での学習習慣を確立する」ために、「あすなる未来塾」をはじめとする児童生徒の放課後や休日の学習支援事業をさまざま実施しており、町内の児童生徒の実情に合わせたきめ細かな取組みと評価できる。また、確かな学力に関して、授業の充実を第一として、授業改善ときめ細やかな学習支援、英語力向上のための支援、家庭学習の支援など、必要と考えられる施策が推進されている。このことで、「勉強がわかるようになった」という割合が高まるなど、関心や意欲の一定の向上があったと考えられる。今後は、一人ひとりの理解度の分布状況や、基礎・基本

と発展的学習領域、読書活動など、これまでの分析に基づき、施策の継承・発展を図られたい。

- 3 全国的には、小学校における英語の教科化や外国語活動の下学年への移行という英語教育の早期化が進められ、グローバル化に対応した教育内容の充実が図られる中、忠岡町においては先進的に英語教育の充実策を進められてきたことは大いに評価することができる。一方で、小学校教員の新たな指導内容への対応が緊急性を持つことから、「英語教育推進事業」の更なる充実が必要と考える。また、現在、英語教育に取り組んでいる施策について効果検証を行い、より効果的な方策を検討するなどさらなる英語教育の推進を図られたい。
- 4 「読書活動推進」において、小中学校における図書館機能の充実は引き続き取り組んでほしいが、加えて、他の市町村の取組みを参考に、町立図書館との連携の充実を図ってほしい。また、昨年策定した第1次忠岡町子ども読書活動推進計画に基づき、多様な施策を実行されることで、子どもの読書習慣の定着を図られたい。
- 5 忠岡の子どものためにという視点から、「あすなる未来塾」の展開、ボランティア確保、安全安心の推進のためのコンセプトとされたい。あすなる未来塾については、学力向上の検証、参加人数による費用対効果なども含め、より効果的な施策の展開を図られたい。
- 6 幼保小中の一貫性を高め、如何にして家庭・地域とが一体となって取り組んでいくかが大切であり、町の規模はその取組みに大きなメリットとなる。忠岡町の施策の基本にはその考え方が流れており、幼児教育に関して、幼・保一元化の推進、保・幼・小の交流・連携・教育研究、幼児教育の研修など、条件整備を進め充実が図られている。そのための体制づくりが進んでいると受けとめられる。今後の施策充実に向けては、保・幼・小の交流・連携・教育研究の面からも、子どもの課題となっている、意欲、自己肯定感などの向上について子どもの状況からの取組み展開が含まれると良い。保育サービスについては、就労等の保護者ニーズの把握に努め、引き続き適切な対応を望みます。
- 7 豊かな人間性を培う教育について、人権教育、道徳教育、キャリア教育の視点から推進され、さらに生徒指導の観点から支援への厚みがつけられている。体制づくりや実施状況等から整備されていることが分かる。さらに、豊かな人間性を培っていく上での評価データとして、子どもの変容を分かるようにできれば、体制や実施状況に関する考察も一層発展的になるものと考えられる。子どもたちが豊かな人間性を培い、障がいのある幼児・児童・生徒がいきいきできる支援教育を引き続き適切に実施されることを望みます。
- 8 不登校児童・生徒に対しては、スクールカウンセラーの配置など関係者において様々な努力がなされているが、さらなる学習支援や学校復帰に向けた指導・支援を行うため、引き続き必要な環境整備に努められたい。
- 9 家庭や地域の教育力向上について、さまざまな協議会が設置され、さまざまな取組みがあり充

実している。そのことは良いことではあるが、各協議会の棲み分けと支援人材確保、状況やニーズの変容には十分留意を要するが求められる。また、具体的な施策展開がなくとも、考え方の中に「家庭」の盛り込みをもっとしていくことが必要と考えられる。家庭や地域の教育力「向上」という表記が一般的ではあるが、内容的には「参画」という趣旨からも十分整理していくことが取組みに合致する。

- 10 生涯学習・生涯スポーツの推進については、お互いの顔が見えてくるように感じる、内容であり実施状況です。今年度から指定管理としたスポーツセンターについては、利用者も増え高齢者はもちろんのこと、以前と比べ若者が集うなど活性化が図られ、民間企業のノウハウが活かされているとのことである。他の社会教育施設においても民間活力の導入の可否を検証され、今後も実績・ニーズを踏まえながら展開していかれることを望みます。
- 11 学校施設に関わる指摘が全国的にされているが、「重点課題事務事業評価シート」から年度ごとの進捗状況がはっきりと示されており、整備状況が分かります。これらの整理の上に、今後も、安全確保と学習環境の向上に努めていただきたい。現在、地震、豪雨、酷暑、不審者が社会的課題となっており、学校に注がれる視点は、学校施設の安全安心、子どもを取り巻く安全安心ネットの形成にあります。施設面とネット形成の両面から、引き続き充実に努めていただきたい。
- 12 町教育委員会の施策に関わっては、予算執行に関わる事業を示していただき、平成 30 年度の状況を確認したが、一方で、ソフト面における指示、指導を各学校にされていることが多々あると考えられます。たとえば、児童生徒の確かな学力を保証するため、教員の本分である授業改善に関わる校内研修での、各学校の教員に対する指導主事等による直接的な指導・助言などがあります。このような取組みも含めて、事業成果が出ることから、今後は上記に示すような取組みも示していただくことが点検評価を行う上で必要であると考えます。

